

御嵩町下水道事業経営戦略

(御嵩町下水道中期ビジョン平成 28 年度改訂版)

(計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度)

ふれあいたくなる川を共に育む
環境のまち みたけ



平成 29 年 3 月

岐阜県可児郡御嵩町

はじめに

下水道は、住民のみなさまが豊かで住みよい生活のための財産であり、健康で快適な暮らしをしていくうえで欠くことのできない都市施設の一つです。

御嵩町では、住みよい環境づくりのため、平成 2 年より下水道事業に着手し、平成 8 年より供用を開始しております。下水道の施設は、みなさまの貴重な税金や受益者負担金などの多額の費用を投じてつくられる施設です。その大切な施設をみなさまの力でより効率的に利用して頂き、さらに住みよいまちづくりのため、事業の促進をしてまいります。

本ビジョン（平成 28 年度改訂版）は、経営戦略の策定に関する総務省からの要請（平成 26 年 8 月）や岐阜県での「（仮称）岐阜県污水处理施設整備構想」策定の動向を受けて、平成 27 年度から平成 36 年度までのアクションプランとして、平成 26 年度に策定した「御嵩町下水道中期ビジョン」の一部を、平成 28 年度時点での最新情報で見直したものです。

今回見直しに伴い、今後岐阜県において策定が予定されている「（仮称）岐阜県污水处理施設整備構想」と整合を図るため、計画期間を平成 28 年度から平成 37 年度までに変更するとともに、「御嵩町污水处理施設整備構想（案）」による整備方針に基づき、将来の財政見通しを更新しました。

また、本ビジョンを、公営企業としての下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るための経営戦略として位置づけることとし、名称を「御嵩町下水道事業経営戦略(御嵩町下水道中期ビジョン平成 28 年度改訂版)」と改めることとします。（この改訂版は以下「本ビジョン」という。）

なお、今後策定される「（仮称）岐阜県污水处理施設整備構想」に基づき、次期「木曽川右岸流域関連御嵩町公共下水道事業計画」策定にあたっては、平成 31 年 4 月に予定している公営企業会計適用後の財政シミュレーションに基づく計画とすることから、計画策定に合せ、本ビジョンを見直す予定とします。

----- 下水道の役割 -----

◆ 生活環境の改善

住宅のまわりの側溝や水路などがきれいになり、ハエや蚊などが発生しにくくなるので衛生的で快適な生活環境をつくります。

◆ 便所の水洗化

下水道が整備されると、トイレの水洗化ができ衛生的で快適な生活ができるようになります。

◆ 浸水の防除

下水道は、雨水排水路の整備も行います。雨が降っても速やかに川に排水して、道路の冠水や建物の浸水が起こらないように街を守ります。

◆ 川や海などの公共用水域の水質保全

汚水が直接、川や海に流れないように下水管で集め、浄化センターで処理します。これにより、川や海の水質が保たれ、豊かな自然環境が守られます。

【目次】

第1章 計画策定の目的と計画期間

第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画期間	1

第2章 御嵩町の概況

第1節 位置と地勢	2
第2節 人口の推移	3
第3節 気象の特性	5
第4節 河川の概要	6
第5節 公共用水域の水質状況	7
第6節 過去の浸水被害の状況	11
第7節 合併処理浄化槽設置の状況	12

第3章 御嵩町の下水道計画

第1節 御嵩町の下水道計画	13
第2節 下水道事業の経緯	14

第4章 下水道事業の現状と課題

第1節 汚水処理に関する現状と課題	15
第2節 維持管理に関する現状と課題	21
第3節 下水道経営に関する現状と課題	23
第4節 浸水対策に関する現状と課題	26
第5節 地震等災害に関する現状と課題	28

第5章 具体的施策の概要と実施計画

第1節 基本理念と基本目標	29
第2節 具体的な施策の内容	31
第3節 事業計画（アクションプラン）	43
第4節 将来の財政、整備の見通し	44

第6章 住民協働による検討会

第1節 御嵩町下水道事業中期ビジョン検討委員会	48
-------------------------	----

第7章 その他資料

第1節 用語の解説	50
-----------	----

第1章 計画策定の目的と計画期間

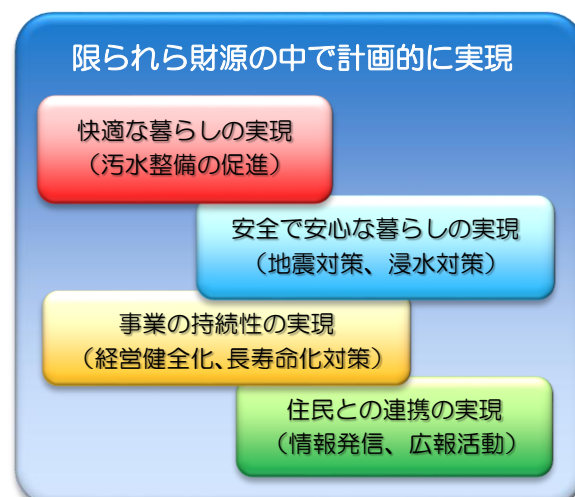
第1節 計画策定の目的

本町の下水道は、平成2年より污水处理施設整備を中心に鋭意事業を進めてきましたが、ここ数年は、国の公共事業予算の財源節約と、これまでの建設投資に要した費用の元利償還が増大してきたことから、新たな地方債の発行を抑制するため、その整備規模を縮小して事業を進めています。

しかしながら、下水道施設の老朽化対策が取り沙汰されてきた今日においては、改築や修繕・維持にも新規整備と同様に投資が必要となってきました。また、追い打ちをかけるように近年、浸水被害に見舞われたことにより、新たに雨水対策事業にも着手することになり、今後、今以上に下水道事業が厳しくなることが想定されます。

一方で、国の施策である污水未普及地区の解消については、他事業（合併処理浄化槽整備等）との連携による効率的な整備手法にて10年以内の污水处理概成が求められています。本町においても下水道を希望している方もおられるため、これからの事業実施の明確な整備方針として「どこまで、下水道整備を実施するのか、いつまでに整備を完了させるのか」を早期に住民の方へ示す必要があります。

そのため、限られた財源の中で、住民等利用者の理解を得ながら事業を進めるためには、事業の目標や効果、優先度を具体的に示した当面の計画（アクションプラン）を定めることが必要です。そこで、住民の意見も踏まえながら、今後概ね10年間で重点的に実施する具体的施策の優先順位や各種施策の必要性を明確にすることが本ビジョン策定の目的です。



第2節 計画期間

本ビジョンの計画期間は、「御嵩町污水处理施設整備構想（案）」と整合を図るため、当初策定時よりも1年延長し、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。最初の5年を短期と設定し10年以内に実施する施策のうち最も優先的なものを位置づけます。そして、残りの5年を中期と区分します。なお、計画期間以降については長期と設定し、長期的な視野においても必要な施策を位置づけます。

経 営 戦 略 計 画 期 間										計画期間以降
平成28年 (1年目)	平成29年 (2年目)	平成30年 (3年目)	平成31年 (4年目)	平成32年 (5年目)	平成33年 (6年目)	平成34年 (7年目)	平成35年 (8年目)	平成36年 (9年目)	平成37年 (10年目)	平成38年以降 (11年目)
短 期 事 業 (最も優先的に実施する施策)					中 期 事 業 (10年以内に優先的に実施する施策)					長期事業 (長期的でも必要な施策)

第 2 章 御嵩町の概況

第 1 節 位置及び地勢

本町は、岐阜県の中南部可児郡に位置し、北は加茂郡八百津町に接し、東は瑞浪市に、西は可児市（旧兼山町）及び木曽川を隔て美濃加茂市に、南は可児市及び土岐市に隣接しています。東西に 12.4km、南北に 8.9km で面積は 56.61km² を有します。

本町の中央を可児川が東西に貫流し、北部には、木曽川が流れています。可児川に沿って走る国道 21 号沿いに市街地が形成されており、これを取り囲むように農地、さらに町の北部、南部を東西に連なる山林丘陵地が取り囲んでいます。山林は、希少動植物が生息する貴重な里山であり、677ha が保安林に指定されています。平坦地の標高は 100～160m であり、町の最高部で 465 m、最低部で 97m となっています。

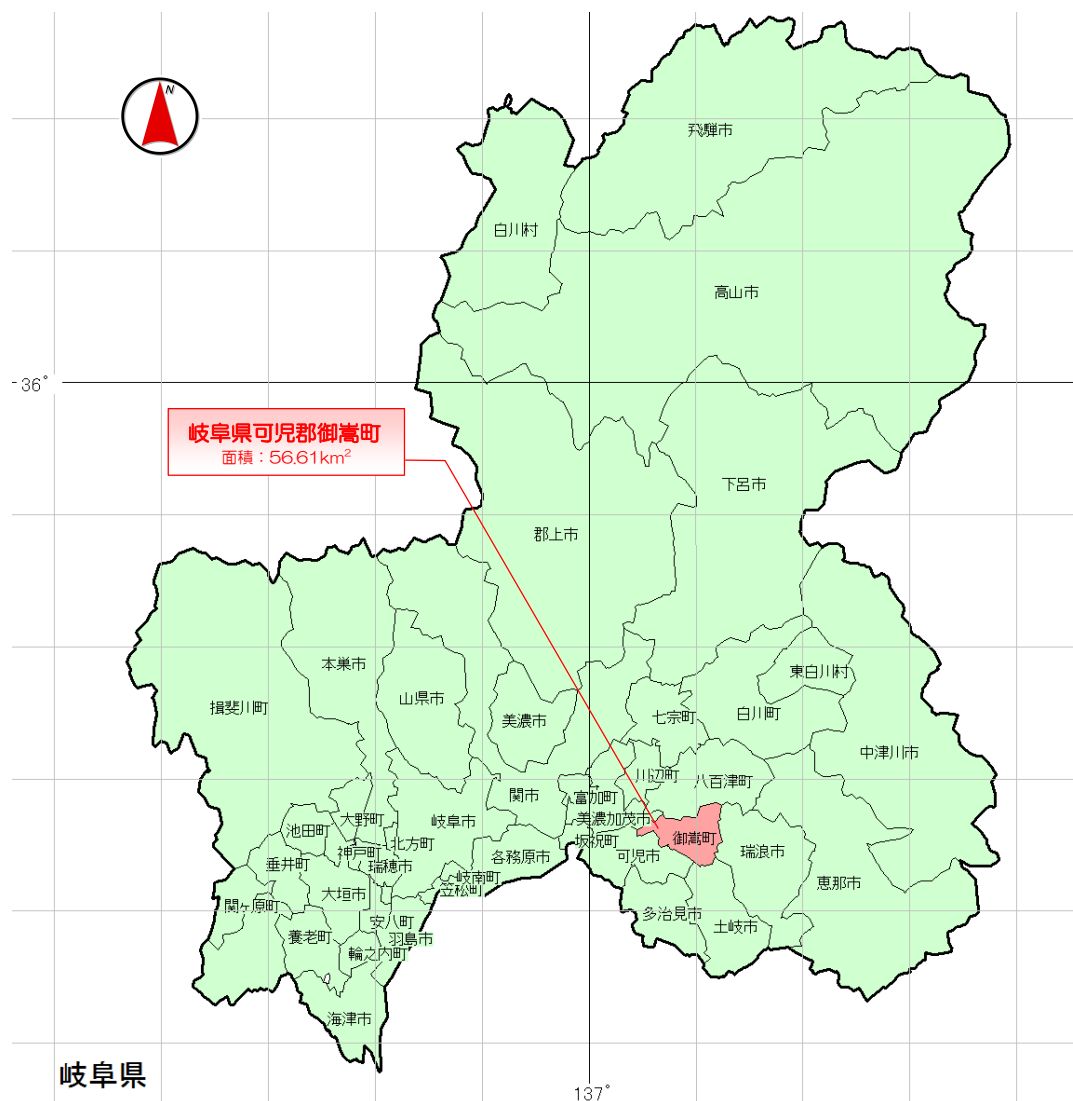


図 2-1.本町位置図

第2節 人口の推移

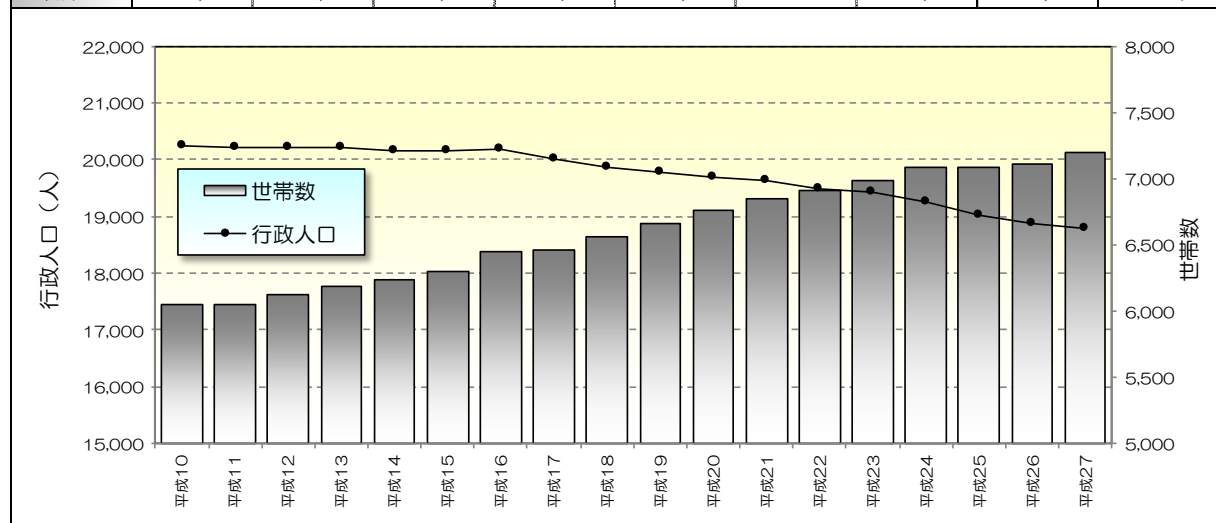
本町の平成27年（10月1日現在）の人口は、18,797人、世帯数は7,201世帯、平均世帯人員は2.61人/世帯で、人口及び平均世帯人員は年々、減少傾向にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の将来人口予測では、平成37年（約10年後）の人口は、現状の約90%の17,051人としており、一様な減少傾向が続く推計結果となっています。

表2-1.行政人口の実績推移（過去20年間の推移）

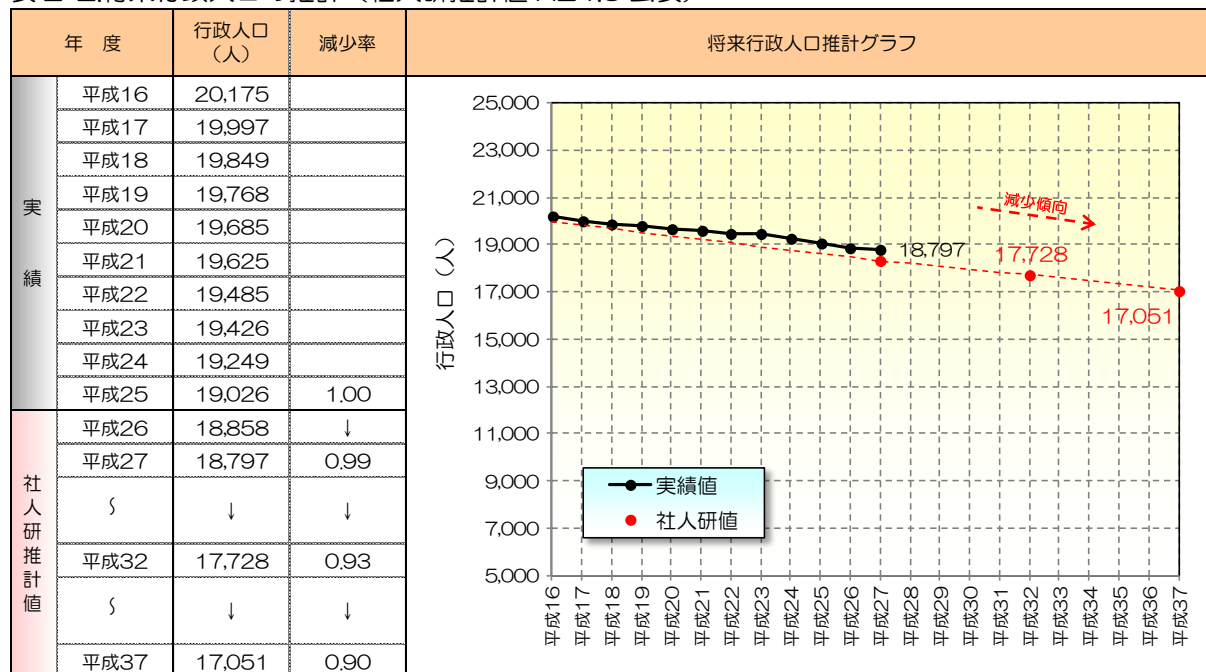
各年10月1日現在

年 次	行 政 人 口 （ 人 ）							世帯数計	一世帯 当り人口
	日 本 人					外国人	合計		
	上之郷	御嵩	中	伏見	計				
平成8	2,375	5,233	7,100	5,359	20,067	411	20,478	5,889	3.48
平成9	2,352	5,230	7,082	5,300	19,964	389	20,353	5,925	3.44
平成10	2,334	5,201	7,062	5,242	19,839	397	20,236	6,050	3.34
平成11	2,281	5,205	7,110	5,273	19,869	346	20,215	6,043	3.35
平成12	2,299	5,259	7,079	5,266	19,903	322	20,225	6,117	3.31
平成13	2,276	5,232	7,067	5,301	19,876	326	20,202	6,181	3.27
平成14	2,255	5,182	7,079	5,318	19,834	311	20,145	6,230	3.23
平成15	2,255	5,191	7,074	5,352	19,872	291	20,163	6,298	3.20
平成16	2,245	5,168	7,038	5,364	19,815	360	20,175	6,448	3.13
平成17	2,223	5,144	6,992	5,298	19,657	340	19,997	6,462	3.09
平成18	2,189	5,105	6,909	5,267	19,470	379	19,849	6,559	3.03
平成19	2,175	4,995	6,934	5,240	19,344	424	19,768	6,653	2.97
平成20	2,127	4,920	6,956	5,233	19,236	449	19,685	6,762	2.91
平成21	2,108	4,853	6,973	5,227	19,161	464	19,625	6,849	2.87
平成22	2,042	4,781	6,970	5,265	19,058	427	19,485	6,913	2.82
平成23	2,032	4,746	6,939	5,267	18,984	442	19,426	6,979	2.78
平成24	1,955	4,710	6,888	5,281	18,834	415	19,249	7,085	2.72
平成25	1,918	4,648	6,855	5,223	18,644	382	19,026	7,079	2.69
平成26	1,882	4,604	6,818	5,183	18,487	371	18,858	7,108	2.65
平成27	1,855	4,584	6,775	5,209	18,423	374	18,797	7,201	2.61



（住民基本台帳より）

表 2-2.将来行政人口の推計（社人研推計値 H24.3 公表）



下記に男女年齢階級別人口構成のグラフ（図 2-2）を示します。

65 歳以上の人口割合は、平成 7 年度で 16%、平成 22 年度で 24%、平成 37 年度想定で 34% を占めています。一方で、20 歳未満の人口割合は、平成 7 年度で 26%、平成 22 年度で 18%、平成 37 年度想定で 14% となり、少子高齢化の傾向（人口ピラミッドの逆転現象）が表れています。

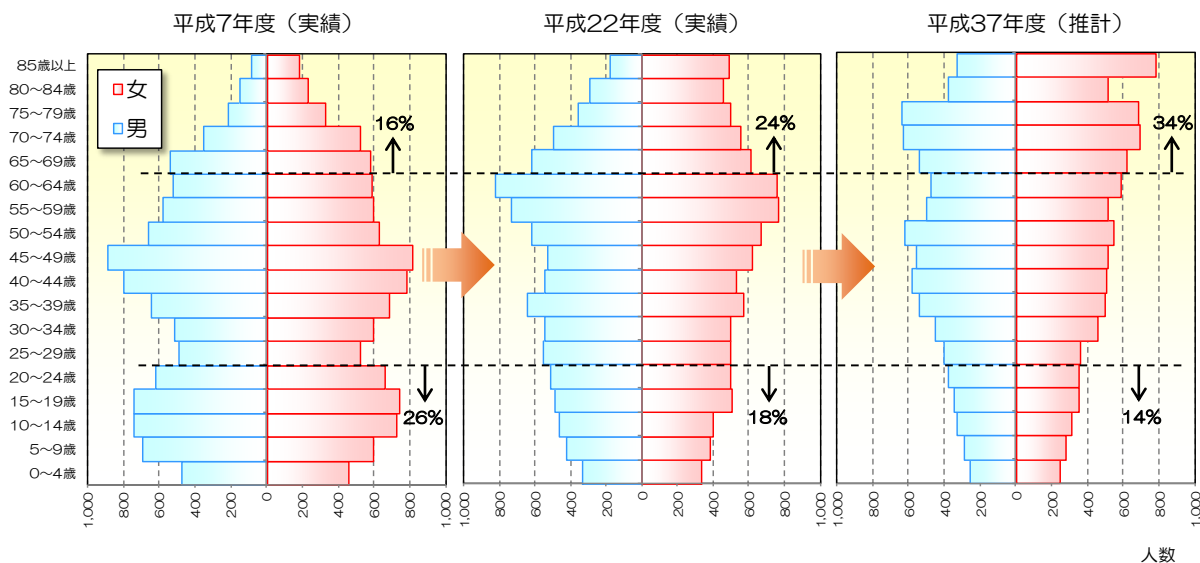


図 2-2.男女年齢階級別人口構成グラフ（人口ピラミッド）

※平成 7 年度及び平成 22 年度は、国勢調査値、平成 37 年度は、社人研推計値

第3節 気象の特性

本町の平均気温は、14.8℃、平均降水総雨量は、1,627mm と県下では、比較的温暖な気候の地域です。近年は、時間 50mmを超える非常に激しい雨の観測も頻繁に記録されています。

表 2-3.過去 30 年間の降水量記録（気象庁アメダス多治見観測所）

年	年間降水量 (mm/年)	日最大降水量 (mm/日)	時間最大降水量 (mm/hr)	備 考
昭和 61	1,475	81.0	24.0	
昭和 62	1,342	97.0	44.0	
昭和 63	1,713	158.0	45.0	
平成元	2,011	164.0	30.0	
平成 2	1,913	106.0	34.0	
平成 3	2,082	218.0	54.0	非常に激しい雨
平成 4	1,496	62.0	34.0	
平成 5	1,701	70.0	26.0	
平成 6	1,055	115.0	32.0	
平成 7	1,507	61.0	29.0	
平成 8	1,471	94.0	33.0	
平成 9	1,652	108.0	34.0	
平成 10	2,218	109.0	46.0	
平成 11	1,615	132.0	68.0	非常に激しい雨
平成 12	1,703	272.0	58.0	非常に激しい雨
平成 13	1,201	51.0	36.0	
平成 14	1,236	77.0	42.0	
平成 15	2,038	72.0	37.0	
平成 16	1,946	117.0	68.0	非常に激しい雨
平成 17	1,168	73.0	38.0	
平成 18	1,548	92.0	19.0	
平成 19	1,223	87.0	24.0	
平成 20	1,533	88.5	42.0	
平成 21	1,718	93.5	44.5	
平成 22	2,114	171.5	83.5	猛烈な雨
平成 23	2,181	383.5	76.0	非常に激しい雨
平成 24	1,652	73.0	44.0	
平成 25	1,526	108.5	57.5	非常に激しい雨
平成 26	1,623	64.5	41.5	
平成 27	1,658	51.5	26.5	

【雨の強さの目安（時間最大雨量）】

10～20mm/hr：やや強い雨（強い雨この程度の雨でも長く続く時は 注意が必要）
 20～30mm/hr：強い雨（側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる）
 30～50mm/hr：激しい雨（山崩れ、崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要）
 50～80mm/hr：非常に激しい雨（土石流が起こりやすく、多くの災害が発生する）
 80mm/hr 以上：猛烈な雨（雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要）

第4節 河川の概要

本町の河川は南部を東西に貫流する可児川流域と東北部丘陵地帯の直接木曽川に流入する流域に大別され、木曽川・可児川を含み8つの1級河川及び6つの砂防河川があり、平成22年及び平成23年の豪雨被害を受け、随時改修が進められています。また、可児川流域においては、上流部に洪水調整機能をもつ多目的ダム（ため池）が建設されています。

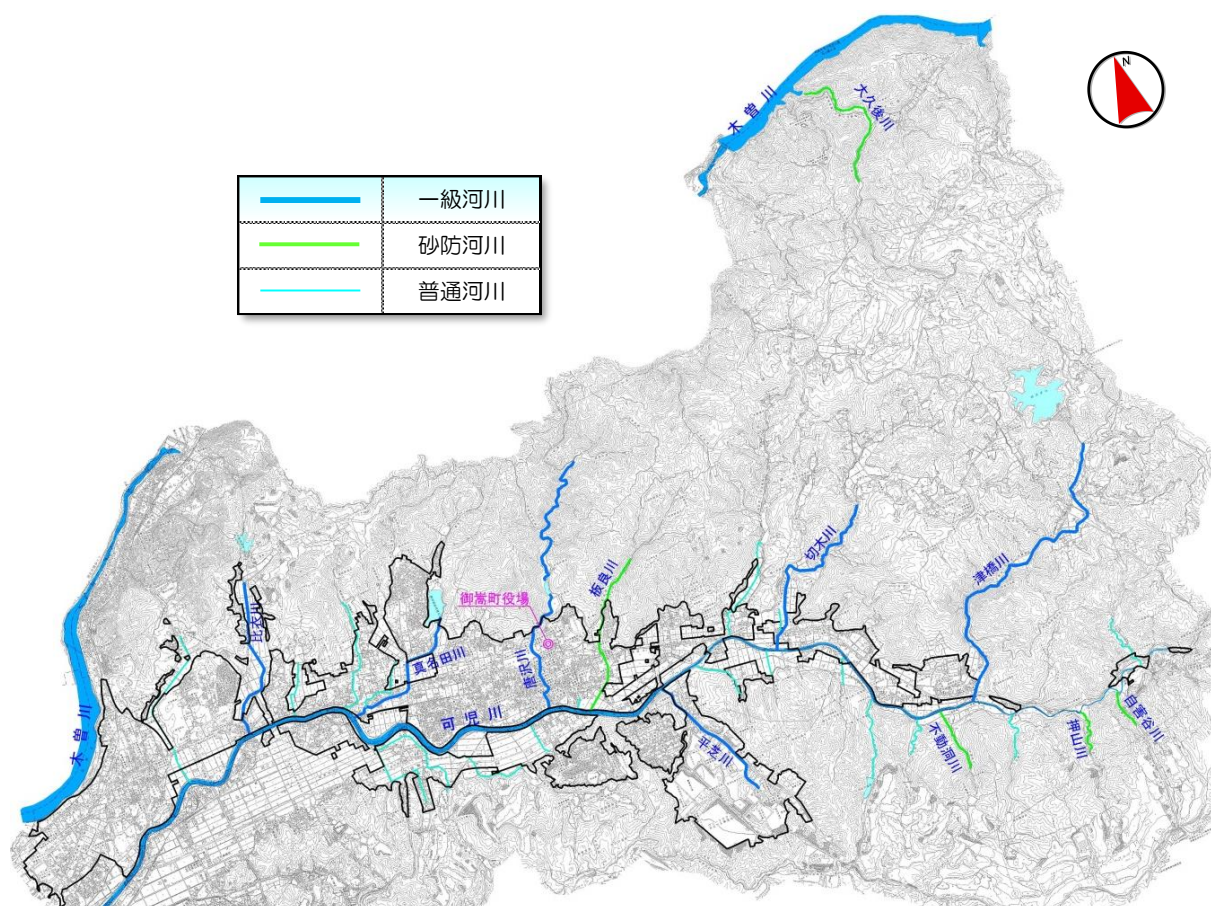


図 2-3.主要な河川の位置図

表 2-4.河川の状況

河川区分	河川名称	町内流路延長 (m)	河川区分	河川名称	町内流路延長 (m)
一級河川	木 曽 川	1,620	一級河川 (砂防河川)	唐 沢 川	1,500
一級河川	可 児 川	14,280	砂防河川	板 良 川	2,916
一級河川	津 橋 川	3,500	砂防河川	大久後川	1,420
一級河川	比 衣 川	2,500	砂防河川	自害谷川	1,376
一級河川	切 木 川	2,500	砂防河川	押 山 川	1,220
一級河川	真名田川	1,870	砂防河川	不動洞川	801
一級河川	平 芝 川	1,510			

(資料：可茂土木事務所より)

第5節 公共用水域の水質状況

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されています。このうち生活環境項目については、河川の利用目的により、各水域毎に AA から E までの 6 段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS 及び大腸菌群数の 5 項目について、それぞれ各類型毎に基準値が定められています。

可児川は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を受けており、本町を流れる水域は「B 類型の基準値」が適用されています。

表 2-5.生活環境項目環境基準（可児川水域は、下記 B 類型が適用）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100mℓ 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—
注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 注 2) ・水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの ・水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの ・水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 注 3) ・水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 ・水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 ・水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 注 4) ・工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの ・工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの ・工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの 注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度						

本町における水質調査地点を下記（図 2-4、表 2-6）に示します。また、この地点における近年の可児川本流及び支流における水質状況と環境基準達成状況（表 2-7）を示します。

一般的な指標である BOD は、全ての地点で環境基準値を満たしています。pH、SS、DO の年平均値については、山田川で平成 26、27 年度に pH の基準値を超えていましたが、その他の地点では基準値が達成されています。大腸菌群数については津橋川では環境基準値を満たしていますが、その他の調査地点では環境基準値を超えています。



図 2-4.河川水質調査位置図

表 2-6.河川水質調査箇所

区 分		調査地点	地 点 名
可児川本流	上流域	① (★)	鬼岩公園内
支流	↓	② (●)	津橋川
支流		③ (●)	切木川
支流		④ (●)	平芝川
可児川本流	中流域	⑤ (★)	木ノ下橋
支流	↓	⑥ (●)	唐沢川
支流		⑦ (●)	真名田川
支流		⑧ (●)	比衣川
支流		⑨ (●)	山田川
可児川本流	下流域	⑩ (★)	石森橋

表 2-7. 可児川の近年の水質状況（環境基準達成状況）

位置	地点名	項目	平成25	平成26	平成27	環境基準（B類型）	適合状況
①	鬼岩公園内	pH	7.3	7.1	7.2	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	0.5	0.5	1.0	3mg/ℓ以下	○
		SS	2	2	2	25mg/ℓ以下	○
		DO	10	10	9.7	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	2,000	830	5,200	5,000MPN/100mℓ以下	×
②	津橋川	pH	7.4	7.3	7.4	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	0.5	0.5	0.6	3mg/ℓ以下	○
		SS	2	1	2	25mg/ℓ以下	○
		DO	11	11	9.9	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	1,800	1,400	4,400	5,000MPN/100mℓ以下	○
③	切木川	pH	7.5	7.4	7.6	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	0.5	0.5	0.7	3mg/ℓ以下	○
		SS	3	3	4	25mg/ℓ以下	○
		DO	11	10	9.9	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	8,700	5,400	18,000	5,000MPN/100mℓ以下	×
④	平芝川	pH	7.8	8.1	8.2	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	1.5	1.7	2.4	3mg/ℓ以下	○
		SS	5	5	5	25mg/ℓ以下	○
		DO	11	10	10	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	23,000	4,200	13,000	5,000MPN/100mℓ以下	×
⑤	木ノ下橋	pH	7.7	8.0	7.9	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	0.6	0.6	0.8	3mg/ℓ以下	○
		SS	2	12	4	25mg/ℓ以下	○
		DO	11	11	10	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	8,400	6,900	31,000	5,000MPN/100mℓ以下	×
⑥	唐沢川	pH	8.1	8.2	7.2	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	0.6	0.5未満	0.9	3mg/ℓ以下	○
		SS	2	2	3	25mg/ℓ以下	○
		DO	9	9.9	8.8	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	26,000	2,700	110,000	5,000MPN/100mℓ以下	×
⑦	真名田川	pH	7.5	7.4	7.6	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	1.0	1.2	1.8	3mg/ℓ以下	○
		SS	3	3	4	25mg/ℓ以下	○
		DO	11	11	10	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	28,000	15,000	110,000	5,000MPN/100mℓ以下	×
⑧	比衣川	pH	7.1	7.0	7.1	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	0.5	0.6	0.8	3mg/ℓ以下	○
		SS	4	2	4	25mg/ℓ以下	○
		DO	9	8.8	8.6	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	6,200	5,900	31,000	5,000MPN/100mℓ以下	×
⑨	山田川	pH	8.4	9.3	8.7	6.5以上 8.5以下	×
		BOD	0.9	1.2	1.4	3mg/ℓ以下	○
		SS	2	3	5	25mg/ℓ以下	○
		DO	11	11	11	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	71,000	20,000	40,000	5,000MPN/100mℓ以下	×
⑩	石森橋	pH	7.7	8.1	7.8	6.5以上 8.5以下	○
		BOD	0.6	0.7	0.9	3mg/ℓ以下	○
		SS	4	4	8	25mg/ℓ以下	○
		DO	11	10	10	5mg/ℓ以上	○
		大腸菌群数	8,400	3,200	11,000	5,000MPN/100mℓ以下	×

注1) 大腸菌群数を除く単位はmg/ℓ、大腸菌群数はMPN/100mℓ、ただしpHは無単位である。

注2) 適合状況は平成27年度に対してである。

注3) *印は環境基準を超えた数値である。

注4) BODは75%値である。

代表的な有機性汚濁の指標である BOD 値により評価した可児川本流及び支流の水質の状況（図 2-5、図 2-6）を示します。

近年は、ほとんどの地点で BOD 値は $2\text{mg}/\ell$ 未満で低い値となっています。BOD 値の経年変化をみると、年 4 回測定（平成 12 年度のみ年 2 回測定）のため、調査日の状況による変動もあることから単純な比較はできないものの、概ね環境基準値内の良好な結果となっています。

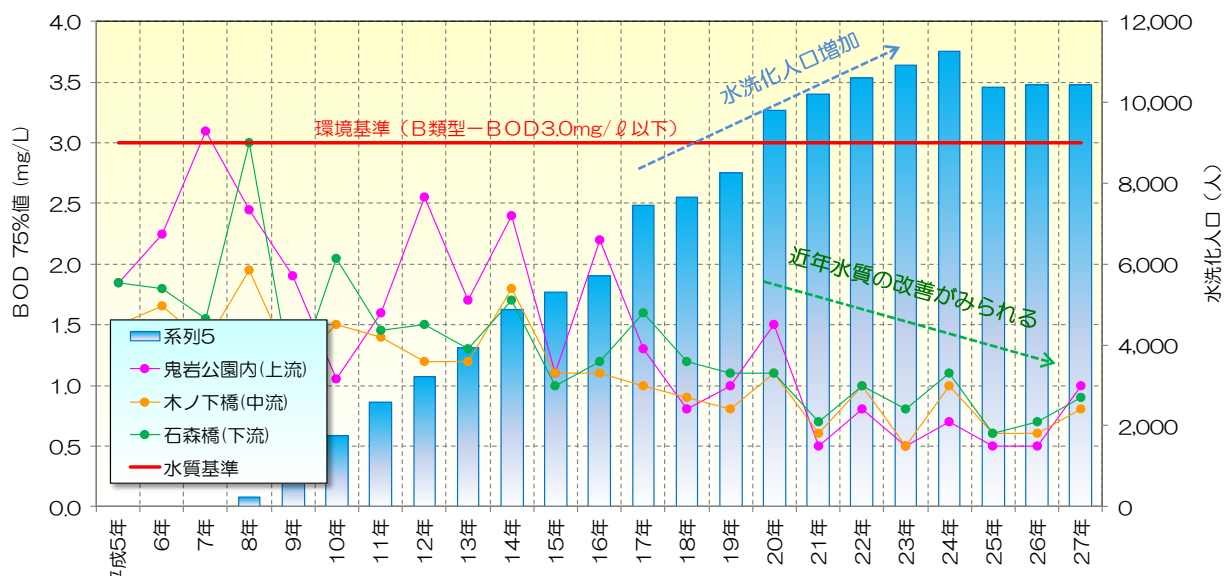


図 2-5.可児川本流水質の経年変化（BOD75%値）

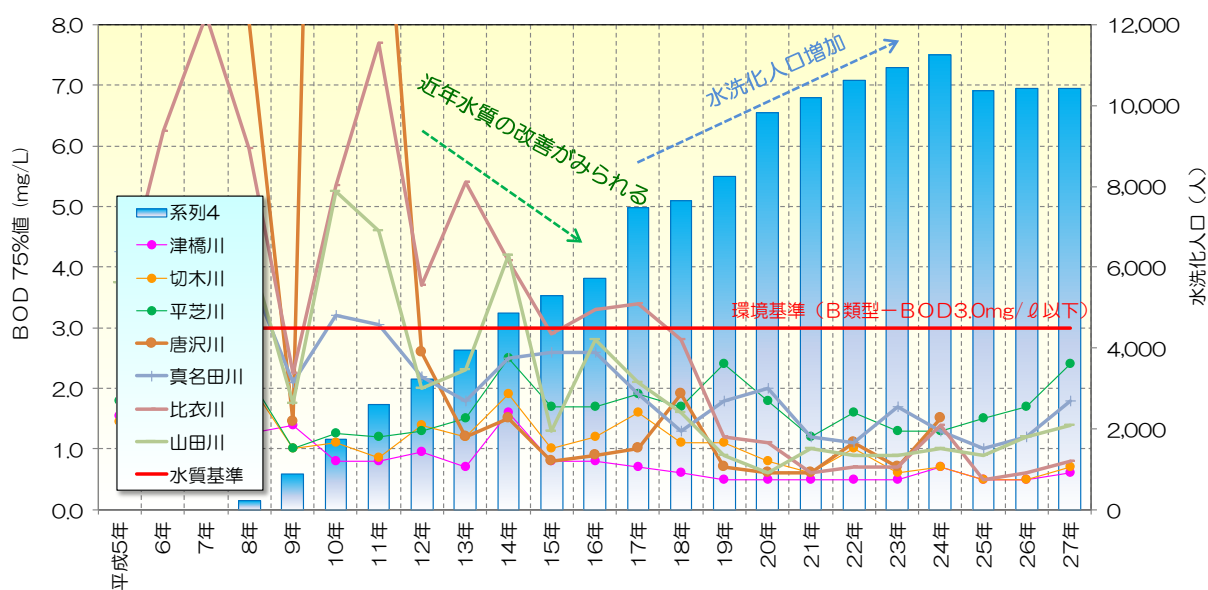


図 2-6.可児川支流の水質経年変化（BOD75%値）

第6節 過去の浸水被害の状況

近年、本町において発生した豪雨浸水被害の概要を以下に示します。

◆ 7.15 豪雨災害

平成22年7月15日から16日にかけて梅雨前線の影響により発生した集中豪雨災害「7.15 豪雨災害」は、岐阜県内各地に甚大な被害をもたらしました。この豪雨によって可児市では可児川が氾濫し、浸水被害が発生しました。八百津町では土石流により家屋の全壊、半壊の被害が発生しました。御嵩町においても、最大1時間降水量94ミリの短時間で非常に激しい雨を観測し、住家被害のほか、国道21号が土砂崩れにより通行不能になるなど交通機関に影響を及ぼしました。県内死者4名、行方不明者2名、重傷者1名、全壊・半壊・一部破損家屋15棟、床上浸水75棟、床下浸水380棟などの被害が発生しました。本災害の特徴としては、「短期的・局部的」な集中豪雨災害であり、この豪雨災害は台風と違い、あらかじめ予測が付きにくく、その対応は非常に困難といえます。

◆ 平成23年9月台風15号

平成23年9月13日21時に日本の南で発生した台風第15号は、はじめは発達しながら北に進みましたが、その後は西北西に向きを変えて南西諸島付近に進み、20日9時には種子島の南南東約200キロの海上に達しました。その後は次第に速度を上げながら北東へ進み、21日14時頃には静岡県浜松市付近に上陸し、1時間におよそ45キロの速さで東北東に進みました。岐阜県では、20日は台風の接近に伴い南から湿った空気が本州上に停滞した前線に流れ込んだため、また21日には台風本体の雨雲により大雨となりました。御嵩町においても9月19日から21日までの総雨量は、438ミリ、最大1時間降水量は、82ミリの非常に激しい雨を観測しました。この雨により町内において走行中の車両が土砂災害に巻き込まれて1人が死亡しました。

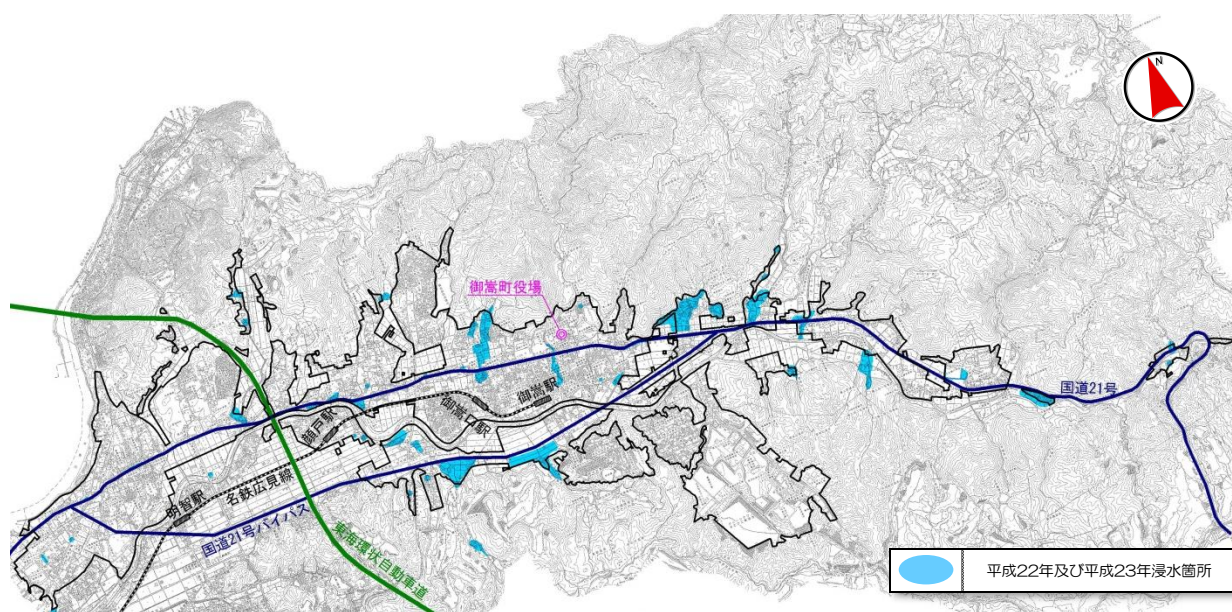


図 2-7.浸水実績図

第 7 節 合併処理浄化槽設置の状況

浄化槽は、下水道のない地域で水洗便所を使用する場合、汚水を浄化して河川等に放流するための個人設置の施設であり、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽とし尿のみを処理する単独処理浄化槽の 2 種類あります。

合併処理浄化槽の設置については、平成 9 年 6 月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、以後、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならないこととされています。

浄化槽は、管理が個人の責任とされているため、製造、工事及び維持管理を適切に行わなければ期待された機能が発揮できないことから、設置者に対する啓発活動が必要です。

また、地域によっては排水先の課題があるため、浄化槽の能力及び役割について正しく認識していただくためにも、各地域への説明等も重要です。

本町の合併処理浄化槽設置数の状況（表 2-8）と近年の合併処理浄化槽人口の推移（表 2-9）を示します。

表 2-8.平成 27 年度の合併処理浄化槽設置状況

設置場所	単独処理浄化槽 (基)	合併処理浄化槽 (基)	合 計 (基)
住宅・併用住宅	426	557	983
住宅以外（学校・工場など）	23	46	69
合計	449	603	1,052

（資料：本町上下水道課より）

表 2-9.合併処理浄化槽人口の推移

年 度	合併処理浄化槽人口 (人)	備 考
平成 20	3,499	
平成 21	3,456	
平成 22	3,412	
平成 23	3,438	
平成 24	3,380	
平成 25	2,966	
平成 26	2,996	
平成 27	2,962	

（資料：本町上下水道課より）

第 3 章 御嵩町の下水道計画

第 1 節 御嵩町の下水道計画

本町の下水道は、岐阜市・各務原市・美濃加茂市・可児市・岐南町・笠松町・坂祝町・川辺町・八百津町・御嵩町の 4 市 6 町を対象区域とした木曽川右岸流域下水道に加入し、流域関連公共下水道として事業を実施しています。

流域関連公共下水道とは、各家庭や事業所などからの汚水を集めるために市町が整備し管理する下水道であり、県が管理する流域下水道幹線に接続します。流域下水道と流域関連公共下水道は、一体で整備して、はじめて下水道の機能を果たします。下記に平成 27 年度末現在の本町下水道計画の諸元（表 3-1）を示します。

表 3-1.下水道計画諸元（平成 27 年度時点）

項 目		木曽川右岸流域（4市6町）		うち御嵩町分	
		全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標年度/事業完了年度		平成37年度	平成32年度	平成37年度	平成32年度
計画処理面積 (ha)	汚水	16,773.4	13,251.2	935.0	654.9
	雨水	—	—	935.0	83.3
計画処理人口 (人)	整備人口	466,200	447,523	16,800	14,458
	水洗化人口	—	433,510	—	13,150
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	196,355	176,184	6,568	4,642
	日最大	241,815	218,475	8,085	5,828
	時間最大	357,759	319,868	12,043	8,430

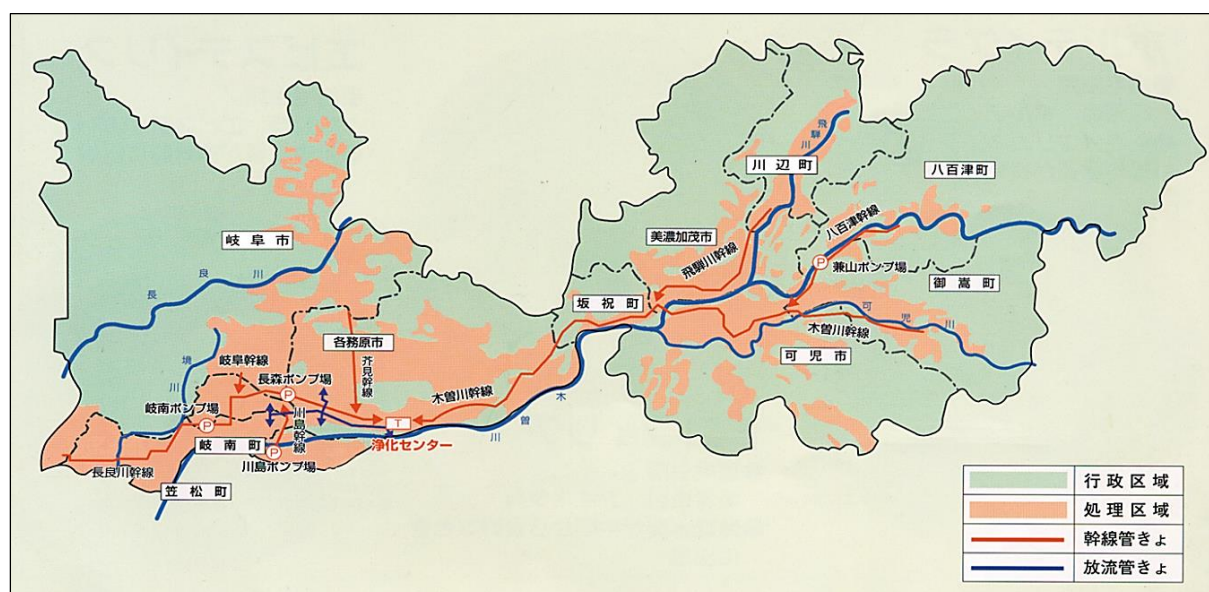


図 3-1.木曽川右岸流域下水道計画区域図

第2節 下水道事業の経緯

岐阜県では、昭和49年に、下水道の上位計画である木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）が策定され、昭和55年からその見直しが進められた結果、平成元年に承認されました。一方、本町を含む流域内4市9町（現在4市6町）を対象とする木曽川右岸流域下水道は、昭和47年に当初計画が立案され、流総計画の見直しに伴う変更を行いつつ事業が進められています。

本町は、木曽川右岸流域下水道区域に位置付けられ平成2年に流域関連公共下水道全体計画を立案し、都市計画決定（935ha）、事業認可（164ha）を受けて事業に着手しました。その後、幾度かの計画の見直し及び認可変更を経て、平成27年度において全体計画935ha、事業計画655ha（汚水）/83ha（雨水）として事業の進捗に努めています。

表3-2.下水道事業の経緯

策定・取得・告示年月日	事 項		備 考
平成2年度	全体計画	(当初)	汚水:935ha/雨水:935ha 目標年次:平成12年
平成2年10月16日	都市計画決定	(当初)	汚水:935ha/雨水:935ha
平成2年12月11日	下水道法認可	(当初)	汚水:164ha(事業着手)
平成2年12月18日	都市計画法認可	(当初)	汚水:164a(事業着手)
平成7年度	全体計画見直し	(第2回)	汚水:935a(処理分区追加) 目標年次:平成22年
平成8年3月13日	都市計画決定の変更	(第2回)	汚水:935ha(処理分区追加)/雨水:935ha
平成8年8月13日	下水道法変更認可	(第2期)	汚水:276ha
平成8年8月13日	都市計画法変更認可	(第2期)	汚水:276ha
平成11年9月8日	下水道法変更認可	(第3期)	汚水:340ha
平成11年10月1日	都市計画法変更認可	(第3期)	汚水:340ha
平成13年度	全体計画見直し	(第3回)	汚水:935ha(区域変更) 目標年次:平成27年
平成14年6月12日	下水道法変更認可	(第4期)	汚水:508ha
平成14年7月5日	都市計画法変更認可	(第4期)	汚水:498ha
平成19年10月19日	都市計画決定の変更	(第3回)	汚水:935ha(区域変更)/雨水:935ha
平成20年1月24日	下水道法変更認可	(第5期)	汚水:604ha/雨水:20ha
平成20年2月8日	都市計画法変更認可	(第5期)	汚水:604ha/雨水:20ha
平成21年度	全体計画見直し	(第4回)	汚水:935ha 目標年次:平成37年
平成23年1月20日	下水道法変更認可	(第6期)	汚水:655ha/雨水:20ha
平成23年2月4日	都市計画法変更認可	(第6期)	汚水:655ha/雨水:20ha
平成25年4月16日	下水道法変更認可	(第7期)	汚水:655ha/雨水:44ha
平成28年2月26日	下水道法変更認可	(第8期)	汚水:655ha/雨水:83ha
平成28年3月18日	都市計画法変更認可	(第7期)	汚水:655ha/雨水:83ha

第 4 章 下水道事業の現状と課題

第 1 節 汚水処理に関する現状と課題

(1) 現状

本町は、平成 2 年から事業に着手し、市街地を中心に整備を進め、平成 27 年度末までの整備面積は 544ha となります。下水道へ接続し利用している人は、10,428 人（3,989 世帯）となっています。

平成 27 年度末時点における岐阜県の平均汚水処理普及率 91.0%は、全国平均の 89.9%とほぼ同等の普及率を確保しています。そのような岐阜県下において、本町の汚水処理普及率 82.1%は、県内平均を下回っており、木曽川右岸流域関連市町で比べると、最下位に位置しています。平成 27 年度末時点で、本町の 17.9%の人は、汚水未処理とされる単独処理浄化槽もしくはくみ取りの状況にあります。

	下水道全体計画区域（935ha）
	平成27年度末整備済区域（544ha）



図 4-1.下水道全体計画区域（現行計画）及び平成 27 年度末整備区域

表 4-1.御嵩町の污水处理普及率（平成 27 年度末）

処 理 区 分		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	構成率 (%)	備 考
污水处理概成	下水道整備 (水洗化)	544	12,402 (10,428)	66.3	全体 935ha 下水道による 水洗化人口
	合併処理浄化槽	—	2,962	15.8	下水道未供用区域
污水未処理	単独処理浄化槽	—	476	17.9	//
	くみ取り	—	2,878		//
行 政 全 体 (合 計)			18,718	100.0	
※平成 27 年度末下水道水洗化率（水洗化人口÷整備人口）=84.1%					

表 4-2.木曽川右岸流域関連市町の污水处理普及率（平成 27 年度末）

市町名	污水处理普及率 (%)			未処理率 (%) (単独浄化槽、 くみ取り)	備考
	下水道	下水道以外 (農業集落排水、 合併浄化槽等)	計		
美濃加茂市	90.4	8.9	99.3	0.7	
坂祝町	70.4	29.0	99.4	0.6	
川辺町	96.2	3.5	99.7	0.3	
可児市	95.0	3.0	98.0	2.0	
岐阜市	92.4	4.6	97.0	3.0	
岐南町	92.9	1.3	94.2	5.8	
八百津町	76.1	17.3	93.4	6.6	
各務原市	79.4	14.4	93.8	6.2	
笠松町	86.1	2.4	88.5	11.5	
御嵩町	66.3	15.8	82.1	17.9	
岐阜県平均	74.8	16.2	91.0	9.0	
全国平均	77.8	12.1	89.9	10.1	

※污水处理普及率とは、単独処理浄化槽・くみ取り以外で污水处理を行える施設が既に設置されている人口の割合（下水道等処理人口÷行政人口）

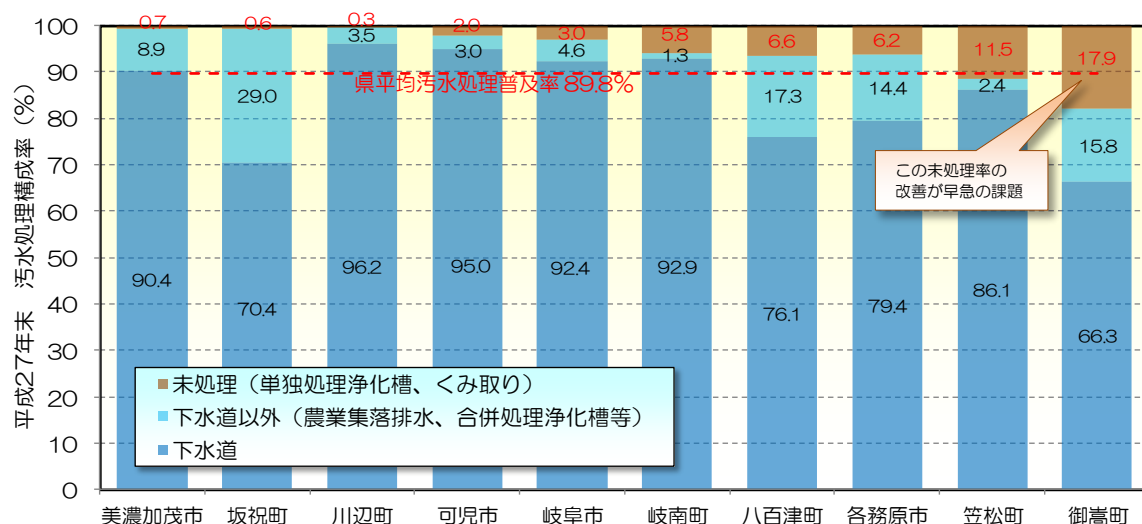


図 4-2.木曽川右岸流域関連市町の污水处理普及率（平成 27 年度末）

(2) 課題

現行の下水道計画区域（935ha）内の未認可未整備地区は、事業着手時の平成 2 年より（20 年以上）区域の見直しを実施していない地区です。そのため、近年の人口減少、地域性及び社会情勢等を加味する国の費用比較の最新基準を満たしていない地区（個別処理の方が経済的に有効な地区）が存在します。このまま、現行下水道計画区域の整備を実施していくと残り概ね 31 億円の事業量（工事費）が必要であり、完了までに 20 年かかると見込まれます。

このような状況下において、下水道事業のみで污水处理の概成を目指すのは経済的にも負担であり、時間も要するものになります。そこで、今後の污水处理施設整備は、経営状況や人口減少を勘案しつつ、未普及地域の解消に向けて、効率的・経済的に他事業（合併処理浄化槽整備等）と連携した普及促進を図る必要があります。また、整備済みの下水道区域内においても、浄化槽により処理を続けている世帯が有り、下水道の接続率向上の遅滞の原因となっています。そのため、住民の方へ下水道事業にご理解頂き、接続促進を進めていくことも必要です。

ここで、未普及地域の解消のため、今後の下水道整備の方向性を決める基礎資料（未整備地区にお住まいの方の現状意思確認）とするべく、平成 25 年度に下水道未整備地区にお住まいの方に対して実施したアンケート結果について示します。

【御嵩町公共下水道事業に関するアンケートについて】

調査対象）平成 25 年度現在、下水道未整備地区にお住まいの方

※ 438 世帯配布、236 世帯の有効回答を得ました（回答率：54%）

調査内容）①污水处理の整備手法として、下水道と合併処理浄化槽をどのように考えているか。

②下水道整備に長期間を要しても、整備を必要とするかどうか。

③現在、単独処理浄化槽もしくはくみ取り処理の方で、

下水道整備がなされない場合、合併処理浄化槽への転換意志の確認

④下水道が整備された場合の接続意志の確認

実施期間）平成 26 年 1 月 20 日から平成 26 年 1 月 31 日

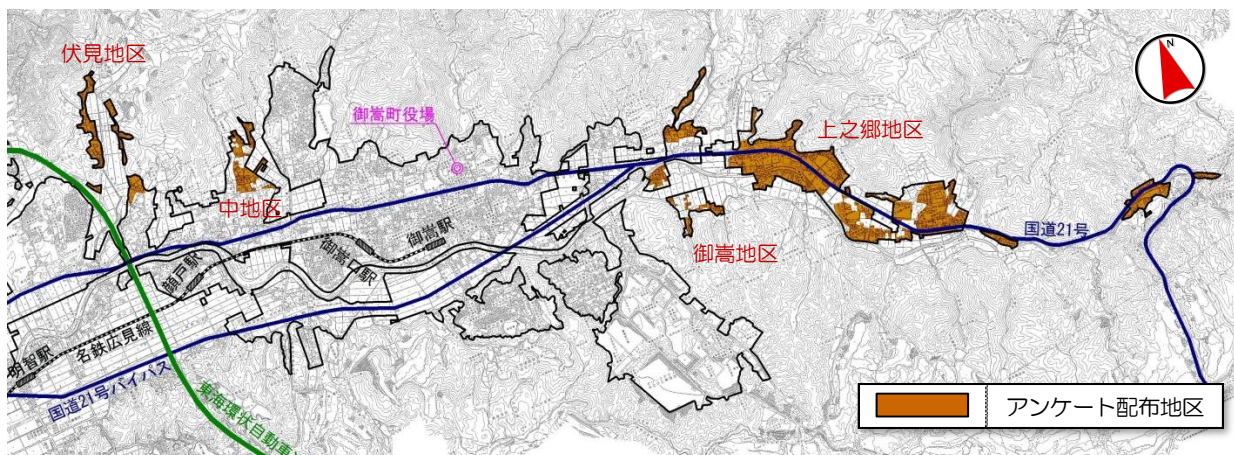


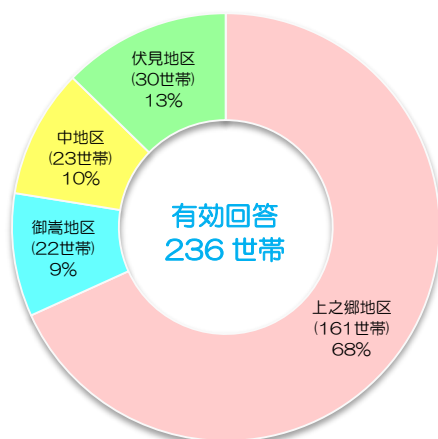
図 4-3. アンケート配布地区（下水道全体計画区域内の未整備地区）

表 4-3.アンケート地区別回収率

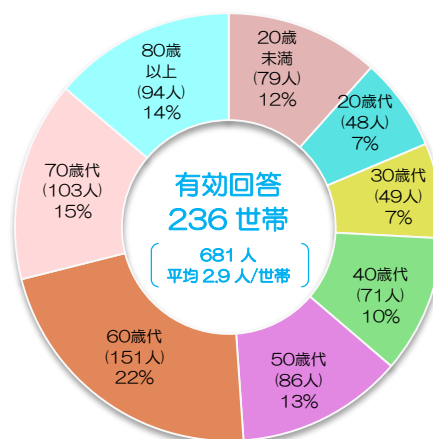
区 分	未 整 備 区 域 全 体						
	有 効 回 答					無効回答 (回答不明)	合 計
	上之郷地区	御嵩地区	中地区	伏見地区	計		
配 布 数	294	41	51	52	438	—	438
回 答 数	161	22	23	30	236	2	238
回収率	55%	54%	45%	58%	54%	—	54%

【アンケート集計結果の総括】

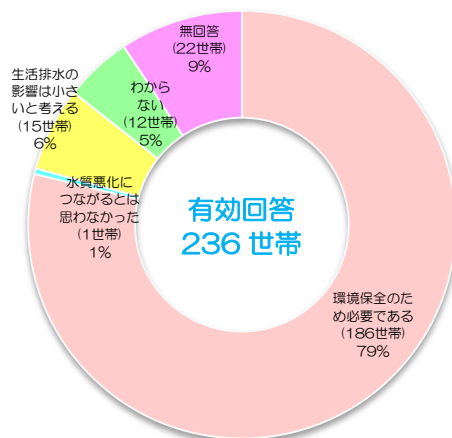
【問 1-1】対象地区別構成について



【問 1-2】対象地区内の年齢構成について



【問 1-3】生活雑排水を未処理のまま、放流しますと、周辺や下流の水路、河川、海などの水質が悪化します。環境保全の観点からも公共下水道や合併処理浄化槽は重要な役割を担っています。この事について、あなたのご意見をお聞かせください。



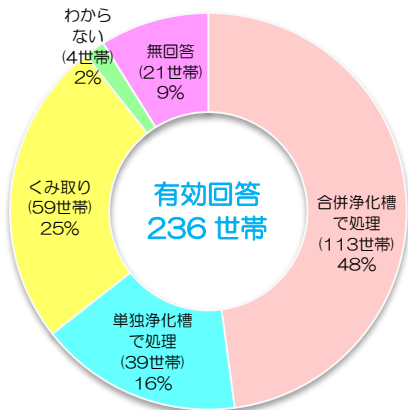
【考 察】

アンケートにお答えの方の、家族の年齢構成は、60歳以上が半数以上を占めています。一方で20歳未満の方は、全体の12%と、少子高齢化の傾向が顕著にあらわれています。

【考 察】

アンケートにお答えの方の、約80%は、水質保全のため下水道整備や合併処理浄化槽の設置は必要だと考えています。皆様の環境への関心が高いことで、汚水整備の必要性は認知されていると考えます。

【問 1-4】 現在、あなたがお住まいの「トイレ」は、どのように処理されていますか？
また、「台所や風呂」（生活雑排水）の処理は、どのようにされていますか？



【考 察】

アンケートにお答えの方の、約半数の方が、「污水处理済み」である合併処理浄化槽を設置しています。一方で、単独処理浄化槽もしくはくみ取りの「污水未処理」方も4割程度いることが分かります。

これらの方が、今後の污水处理をどのように考えているは、下記【問 2】を参照

【問 2】 下水道の整備には、多額の費用と時間を要します。そのため、あなたが現在お住まいの地区を下水道で整備する場合には、5年以上先となる見込みです。今後の生活排水処理について、あなたのお考えをお聞かせください。

【問 2-4】 下水道も合併処理浄化槽も

予定の無い方（27 世帯）の理由は、

- ① 経済的理由：48%（13 世帯）
- ② 年配者ゆえ：26%（7 世帯）
- ③ その他：22%（6 世帯）
- ④ 無回答：4%（1 世帯）

【問 2-5】 合併処理浄化槽を望む方

（69 世帯）の今後の設置予定は？

- ① 既に合併：83%（57 世帯）
- ② 近いうちに設置予定：1%（1 世帯）
- ③ 家の新築・改築に併せて：14%（10 世帯）
- ④ よくわからない：0%
- ⑤ 無回答：1%（1 世帯）

【問 2-6】 単独もしくはくみ取りで合併を望む方
（問 2-5 で②～⑤の 12 世帯）が合併浄化槽の
設置補助金についてどのように考えているか？

- ① 補助制度を知らない：0%
- ② 制度を利用しなくとも転換する：8%（1 世帯）
- ③ 妥当な制度であり
利用できるなら転換する：33%（4 世帯）
- ④ 制度が拡充されれば転換する：42%（5 世帯）
※もし、制度が拡充され自己負担が、
30 万円以下なら転換する：3 世帯
50 万円程度なら転換する：2 世帯
- ⑤ よくわからない：17%（2 世帯）

【問 2-2】 下水道を望む方（103 世帯）は、
受益者負担金、下水道使用料の負担を
どう思いますか？

- ① 安価な金額：1%（1 世帯）
- ② 妥当な金額：20%（21 世帯）
- ③ 高い金額：49%（50 世帯）
- ④ よくわからない：27%（28 世帯）
- ⑤ 無回答：3%（3 世帯）

【問 2-3】 下水道を望む方（103 世帯）の
整備された場合の接続予定は？

- ① 早く接続したい：67%（69 世帯）
- ② 家の新築・改築に併せて：14%（15 世帯）
- ③ よくわからない：8%（8 世帯）
- ④ 無回答：11%（11 世帯）

【考 察】

下水道を望んでいる方が半数の 49% を占めています。そのうち下水道が整備された場合 67% の方が早期の接続を行う予定があると回答されています。一方で、合併処理浄化槽で良いとお考えの方は、33% 占めており、そのうち 83% は、既に合併処理浄化槽が設置されているため必要ないと考えている方です。これは、合併処理浄化槽で処理している 113 世帯のうち半数 50% の 57 世帯の意見となります。つまり、現時点で「合併処理浄化槽で処理している方の半数」と、「単独処理浄化槽もしくはくみ取りの方の大半」については下水道を望んでいることになります。

では、下水道も合併処理浄化槽も共に予定がないとしている 27 世帯 13% の方が、污水处理を実施できない理由としては、経済的理由が半数ですが、年配者のみの世帯のため難しいといった現在の高齢化社会の問題も付随して回答を得ています。



※有効回答：【問 1-4】にて合併、単独、くみ取りと回答した 211 世帯（236 世帯中の）

【問】御嵩町公共下水道事業に対して、ご意見、ご要望などをお聞きした自由回答のとりまとめ（抜粋）

◆ 下水道を希望するご意見

- ・とにかく早く下水道整備をしてほしい。平野部以外の中山間地区の住民に対しても今よりも手厚い補助金を出して合併浄化槽の設置を進めてほしい。
- ・公衆衛生のため、下水事業推進を一刻も早くお願い致します。
- ・合併処理浄化槽の導入費用が補助金を受けても高額だった事と、下水道へ接続した場合、既設の合併処理浄化槽の撤去処分に費用が発生する為、当面は導入済みの合併処理浄化槽を継続使用したい。公共の下水道は必要と考えるので推進をして下さい。
- ・公衆衛生の向上は必要。未整備地区では、一刻も早い下水道の整備を望んでおります。金銭の多少に拘わらず。
- ・早期下水道が整備されることを望んでいますが、しかし価格面についてもう少し検討して頂きたい。（少し高い気がします。）
- ・下水道がいったいつ来るのか？何年にどの地区に着手するか計画が知りたい。準備とかあるので色々見える様にしていただきたい。
- ・上下水道不整備自治体に納税してます。上下水道は最低の文化的生活です。不整備のままは会社が従業員に無給で赤字だと云っている様なものです。
- ・下水事業は早く進めた方がいいと思うが、合併槽を設置してから年の浅い家には接続の猶予期間を長くしてほしい。

◆ 合併処理浄化槽でよいと言うご意見

- ・合併処理浄化槽にして良かったと思います。無菌、透明水に浄化され、近隣にも迷惑かけず安心して生活出来ます。役場よりの補助も頂けるので、多くの方が合併浄化槽にされると良いと思います。
- ・合併浄化槽を取り付ける際の補助金は、まことにありがたかったです。
- ・下水道の整備には多額の費用と時間を要するので、合併処理浄化槽の普及に重点を置くべきだと思う。
- ・公共下水道は多額の費用がかかるため、御嵩町は採算が取れないのではないですか。人口密度の多い地域のみ公共下水道にしてはどうですか。
- ・合併浄化槽を多くの家の方に移行してもらいたい。そのためのPR活動や、補助金の増額も期待したい。

◆ 費用の負担についてのご意見

- ・下水道するには多額の費用が必要であり、現在の年金暮らしではその費用は負担に感じる。
- ・受益者負担金が土地の面積に應ずるとするのはいかなるものか？田舎の者が負担増になるのが目に見えている。
- ・現在合併処理浄化槽を使用していますが、下水道が整備された場合、接続する費用が発生するため二重投資となります。個人の負担を可能な限り少なくして頂きたい。
- ・宅地が広い場所、例えば接続の距離が長い場合、金額がどの位かかるか各家に説明を希望する。
- ・衛生面等を考えると、一日も早い整備を願います。負担金については「わからない」と答えましたが、現在合併処理浄化槽の掃除代金等考えると、長い目で見れば安いのかな？と思われます。一人暮らしでも掃除代は変わらないが、下水道の水道料金となれば人数によって変わってくるでしょう。
- ・環境衛生上処理すべきだと思う。高齢者家族が多いため、又、年金暮らしの家族が多いため、国より補助金を多く取り、生活にあまり負担の掛らない程度で実施されたい。
- ・下水道が未整備区域の合併浄化槽の場合は、1年点検費用は町が負担すべきである。他の町村では町が負担している町がある。
- ・利用開始次期等を早く知らせて下さい。資金等の資料の準備が必要な為。計画の実行の時など発表が少ない為不安があります。費用の二重抛出等が予想されます。（利用者負担の為）

◆ その他のご意見

- ・余りにも長い期間（10年以上）待つことになれば、下水道の整備、合併浄化槽の設置とも行いません。（高齢者世帯ですので）現在は汲み取り式で簡易水洗便所で充分です。
- ・高齢者のため、今後どう変わるかわからない。
- ・上之郷はいつになるのか？ここ10年位なら今すぐにでも接続望む。今は60歳代、あまり遅くなると（20年近く）この家には誰も住んでいないと思う。長男→地方、私たちは一施設かも
- ・下水道を利用する事は環境面で考えると利用すべきだが、実際の利用となると毎年の費用との比較となってしまう。今の町の財政を考えると、水道事業費を増やすより、少子化対策や住民数増となる事業を展開した方が良いのでは？近年は町の魅力を上げる事業を増やして実行しているかと思いますが、さらに磨きをかけて町の活性化を進めて下さい。下水道はその後でも良いです。
- ・無水道地域の方は生活に不安があると思う。理想は全ての住民にサービスが行きとどくことだが、高齢化、人口減では税収も減り、町の財政も苦しくなる。受益者負担は当然と思うが、その負担が重い人もいると思う。水道事業と直接関係ないが、雇用増、人口増、税収増が必要だと思う。
- ・早期に下水道を整備するか、または合併処理浄化槽設置にかかる補助金を支給してもらいたい。

第2節 維持管理に関する現状と課題

(1) 現状

本町の下水道管路施設は、平成2年に事業に着手して以来、鋭意整備の進捗に努め、平成27年度までに整備した管渠の総延長は約125kmに及んでいます。施工した管種別の割合としては、塩化ビニル管が全体の86.7%を占め、次いで、ヒューム管（鉄筋コンクリート管）が12.6%となっています。このヒューム管については、既設管を利用して公共下水道へ接続した大庭台団地と西田団地が大半を占めている状況にあります。

この開発団地汚水施設を接続した布設後40年を経過する施設において、老朽化に伴う一部の損傷施設を対象に平成29年度まで長寿命化計画により、大庭台団地や西田団地の管渠更生による改修を実施しています。

表4-4.管種別整備延長の推移

施工年度	管 種 別 延 長 (m)				合 計	
	塩化ビニル管	ヒューム管	陶 管	その他	各年	累計
平成3	230	296			526	526
平成4	89	860			949	1,475
平成5	3,332	1,174			4,506	5,980
平成6	4,352	101	272		4,726	10,705
平成7	5,527	779	178		6,484	17,190
平成8	5,928	496			6,424	23,614
平成9	7,009	99	136		7,244	30,858
平成10	5,889	671			6,560	37,418
平成11	5,597	176			5,773	43,191
平成12	6,310				6,310	49,501
平成13	8,853				8,853	58,354
平成14	6,115			207	6,322	64,676
平成15	10,890				10,890	75,566
平成16	9,605	6,409		15	16,029	91,594
平成17	7,069	7			7,076	98,670
平成18	4,672				4,672	103,342
平成19	2,805	4,017			6,822	110,164
平成20	4,624				4,624	114,788
平成21	3,930			15	3,945	118,733
平成22	1,308	273		20	1,601	120,334
平成23	1,125				1,125	121,459
平成24	1,475	100			1,575	123,034
平成25	911	129			1,040	124,074
平成26	448	102			550	124,624
平成27					0	124,623
合計	108,092	15,688	586	257	124,623	—
管種構成	86.7%	12.6%	0.5%	0.2%	100.0%	—

※表示単位未満四捨五入により、各項目の合計が一致しないことがあります。

※平成27年度は管渠改築事業を実施し、新設管渠整備の実績がないことから0mとなっています。

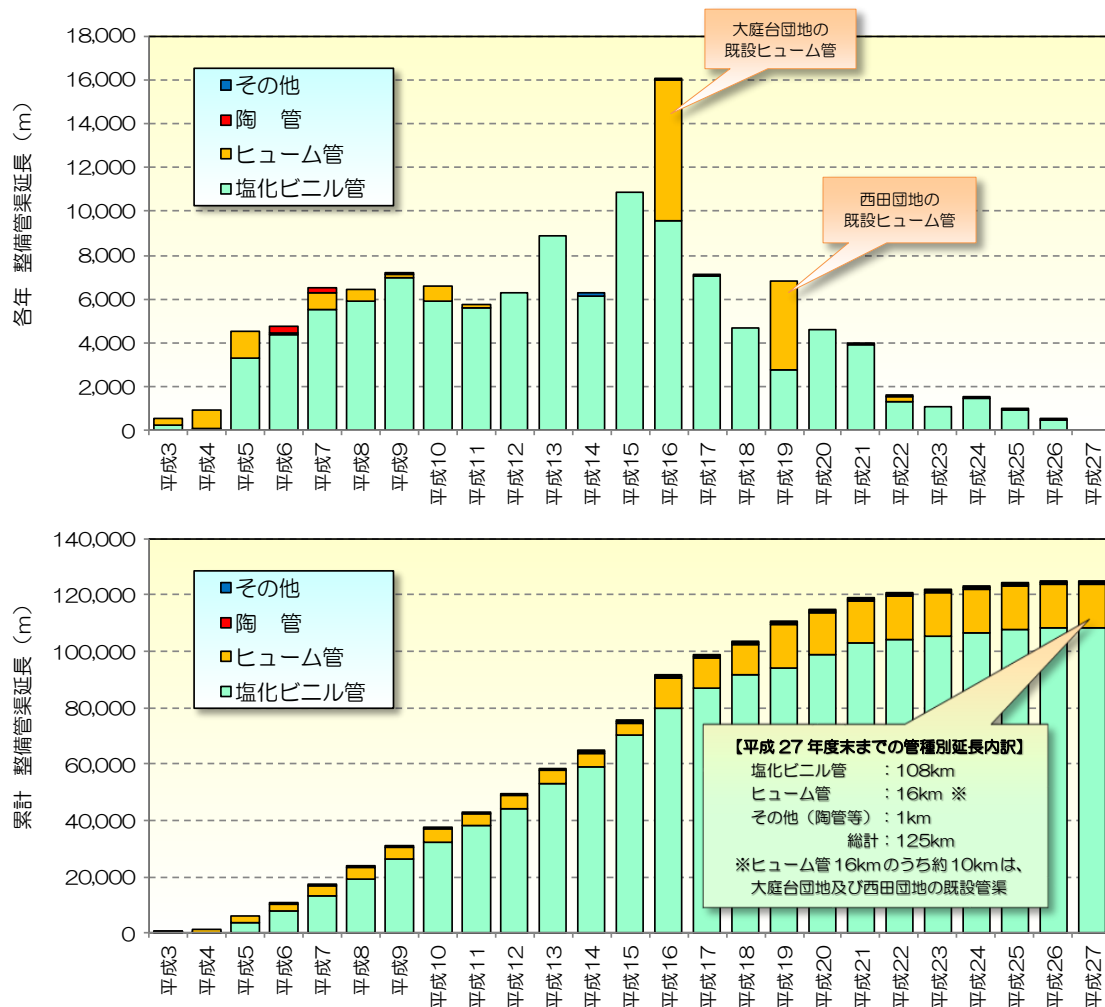


図 4-4.管種別整備延長の推移（上段：各年、下段：累計）

(2) 課題

老朽化が起因した管路の損傷等による道路陥没事故は、重大な社会問題になっています。また、破損個所からの不明水混入は、維持管理費の増大につながり、下水道経営にも深刻な問題となります。このため、機能の継続性と安全性の確保のため、施設を適正に更新していく必要があります。

特に、今後、未供用区域に存する団地の既設管渠利用については、その接続に際して、事前調査を行い老朽度合を確認したうえで整備方針を検討していく必要があります。

また今後は、ストックマネジメントの導入について検討を進め、長寿命化計画対象外とした下水道施設についても経年に応じて調査・点検を行い、施設更新等が必要な箇所においてはストックマネジメント計画に基づく施設更新等により、下水道整備完了後の維持管理や老朽化施設の更新を中心とした事業経営への移行に備える必要があります。

第3節 下水道経営に関する現状と課題

(1) 現状

下水道事業を運営していくためには、管渠や処理場（流域下水道処理場）を建設する費用と建設した施設を維持していく管理費が必要となり、それぞれに、財源として充てる費用が異なります。建設費に充てる財源としては、国からの補助（国庫補助）と住民の皆様から建設費の一部負担をして頂く受益者負担金になり、残りは、地方債（借金）となります。管理費に充てる財源は、使用水量に応じて徴収しています下水道使用料で賄っています。なお、建設費で起こした地方債の返済（元利償還）についても管理費として計上し、下水道使用料だけでは賄えないものについては、一般会計からの繰入金で充当しています。

本町の下水道事業においては、平成19年度より、地方債残高の増大を懸念し、年整備量を抑制して整備を行ってきました。現在の財政収支の状況（表4-5）と、近年の経年変化（図4-5）を示します。

表4-5.平成27年度における下水道財政収支

財 源（収 入）			経 費（支 出）		
項 目	金額（千円）	構成比率	項 目	金額（千円）	構成比率
下水道使用料	191,747	22.9%	維持管理費	146,969	17.3%
地方債	83,500	10.0%	建設費（管渠）	212,343	25.0%
国庫補助金・県費	66,814	8.0%	流域建設負担金	17,494	2.1%
受益者負担金	8,137	1.0%	地方債利息	132,316	15.6%
一般会計繰入金	484,480	57.8%	地方債元金	341,131	40.1%
その他収入	3,926	0.5%			
計	838,604	100.0%	計	850,253	100.0%

Revenue Source Composition (Left Pie Chart):

- 一般会計繰入金: 57.8%
- 下水道使用料: 22.9%
- 地方債: 10.0%
- 国・県補助金: 8.0%
- 受益者負担金: 1.0%
- その他収入: 0.5%

Expenditure Item Composition (Right Pie Chart):

- 地方債元金: 40.1%
- 建設費（管渠）: 25.0%
- 維持管理: 17.3%
- 地方債利息: 15.6%
- 流域建設負担金: 2.1%

下水道使用料	191,747		維持管理	146,969	
地方債	83,500		建設費（管渠）	212,343	
国庫補助	66,814		流域建設負担金	17,494	
受益者負担金	8,137		地方債利息	132,316	
一般会計繰入金	484,480		地方債元金	341,131	
その他収入	3,926				

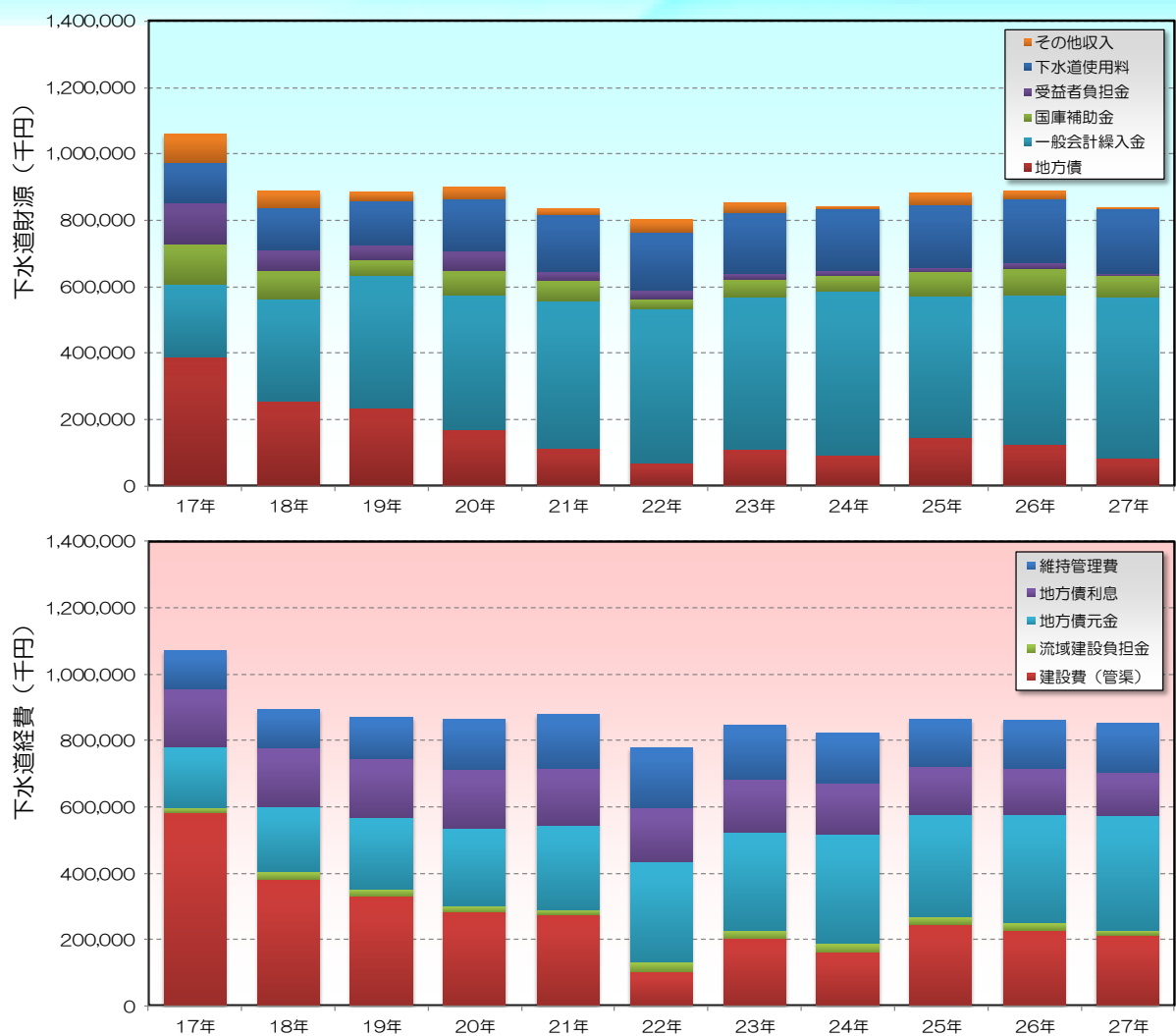


図 4-5.下水道財政収支の経年変化（上段：財源、下段：経費）

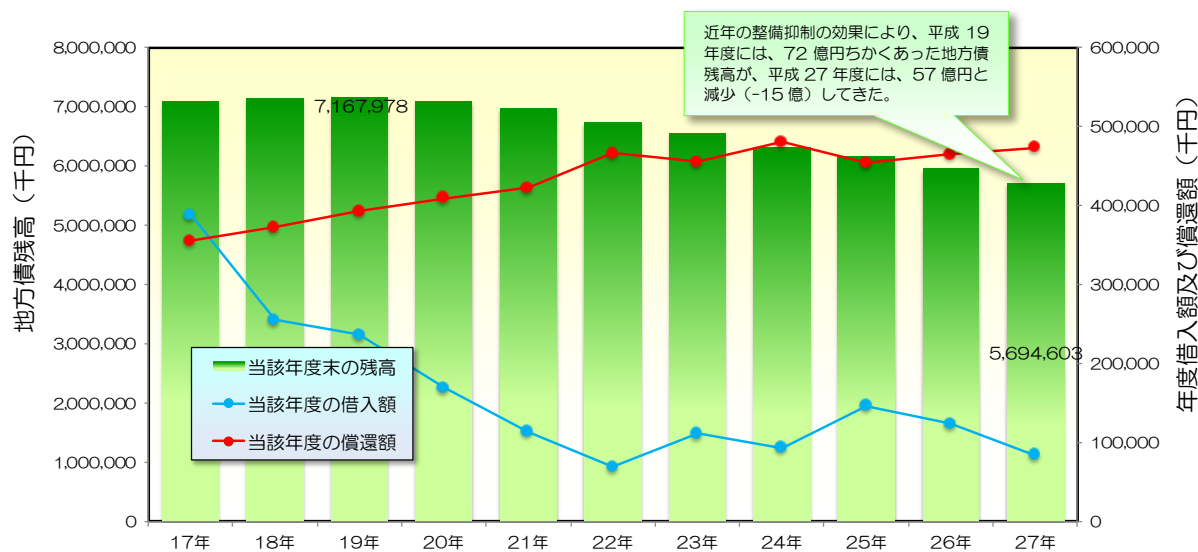


図 4-6.地方債元金残高と年度借入額及び償還額の経年変化

(2) 課題

現在は整備量を抑制し、毎年の借入を抑制しているため、地方債残高は着実に減少（図 4-6）しています。また、今後約 10 年間は南山台東団地や次期整備計画地域の下水道整備を予定しており、下水道使用料収入は増加しますが、一般会計からの繰入金は大きく減少する見込みはない状態です。

しかしながら、人口減少などにより、その先の下水道使用料の収入減少が懸念されることから、使用料収入の安定確保といった経営基盤の強化は必要不可欠なものになります。

また、公共下水道事業は「地方公営企業」の一種ですが、地方公営企業法第 2 条の規定により、公営企業会計の導入については各地方公共団体の任意となっているため、本町では「官公庁会計」により経理をしてきました。

下水道は管渠などの膨大な資産を活用して事業を運営しています。下水道事業に公営企業会計を適用することにより、現行の官公庁会計よりも財務状況（収益、費用などの経営状況、資産や資本などの財政状況）が明確化されることにより健全性の向上に寄与します。また、コスト情報を活用した中長期的な計画性の向上、資産状況を含む財務状況を開示することによるアカウンタビリティ（説明責任）の向上に寄与することにもなります。

このことから、より一層の経営の健全性の向上と共に、計画性・透明性の向上を図るため、公営企業会計への転換が求められています。

本町では平成 31 年 4 月からの公営企業会計適用に向けて、現在、移行業務を進めており、適用後には明確となる財務状況により経営の健全性の向上のため、経営計画の見直しが必要となります。

【官公庁会計と公営企業会計の違い】

官公庁会計：官公庁会計は、単年度の現金の移動を帳簿するもので、家計簿に近い方式である。現金収入と現金支出を整理したものであり、シンプルで分かりやすい半面、資産や負債などの情報が不足し、企業としては財務状況が分かりにくいという欠点がある。

- ・ 資産や負債などの財政状態が把握しにくい
- ・ 適正な期間損益を算出しにくい
- ・ 経営状態を詳細に評価できない

公営企業会計：企業会計は、経営に着目した経理手法で、1 つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録していくことにより、現金、土地、建物などすべての資産の動きや損益を把握することができるものである。現金の収支にかかわらず、債権・債務が発生した時点で費用や収益、あるいは未払金や未収金として記帳する方式であり、経営状況などを明確に表現するために考えられたものである。民間企業で、採用されている会計方式である。

- ・ 資産（資産の簿価、資産の取得・除却情報）の把握が可能
- ・ 減価償却の概念が導入されるため、収益に対応する費用把握が可能
- ・ コスト情報を活用でき経営状況の詳細な評価が可能

第4節 雨水対策に関する現状と課題

(1) 現状

御嵩町における主な雨水対策は、昭和59年に中都市下水路（現公共下水道 中排水区）の下流路線を整備した他に、一部の普通河川整備、上恵土排水整備等を実施してきました。

公共下水道事業としては、生活環境の改善を目的に汚水処理施設整備を先行して進めてきたため、事業着手から20年以上、雨水対策の施設整備を実施することがありませんでした。その状況の中で、平成22年7月15日の集中豪雨、平成23年9月20日の台風15号と立て続けに浸水の被害に見舞われました。このことを受けて現在、公共下水道事業で初めて事業に着手した長岡排水区内の幹線路線の整備は、平成28年度完了。また、中排水区については、幹線の下流路線のみの施工であり、上流区間について整備着手をしました。



図4-7.下水道による雨水事業位置図（新町第1排水区、中排水区及び長岡排水区）

(2) 課題

近年は下水道の整備水準を越えるような局地的集中豪雨が頻発する傾向にあり、既存の排水施設では対処できなくなってきました。加えて、東海環状自動車道や国道 21 号バイパスの供用開始に伴い、沿線農地の宅地化による雨水流出量の増大も懸念されます。また、財政状況が厳しいなかで、雨水整備には、污水事業とは比較にならないほどの膨大な費用が必要であり、そのすべてを公費で賄うことになります。

以上のことから早急な雨水対策の実施が必要であると同時に、その適正かつ効果的な（優先度の高い）実施が求められます。



図 4-8.台風 15 号（平成 23 年 9 月 20）の現地状況写真

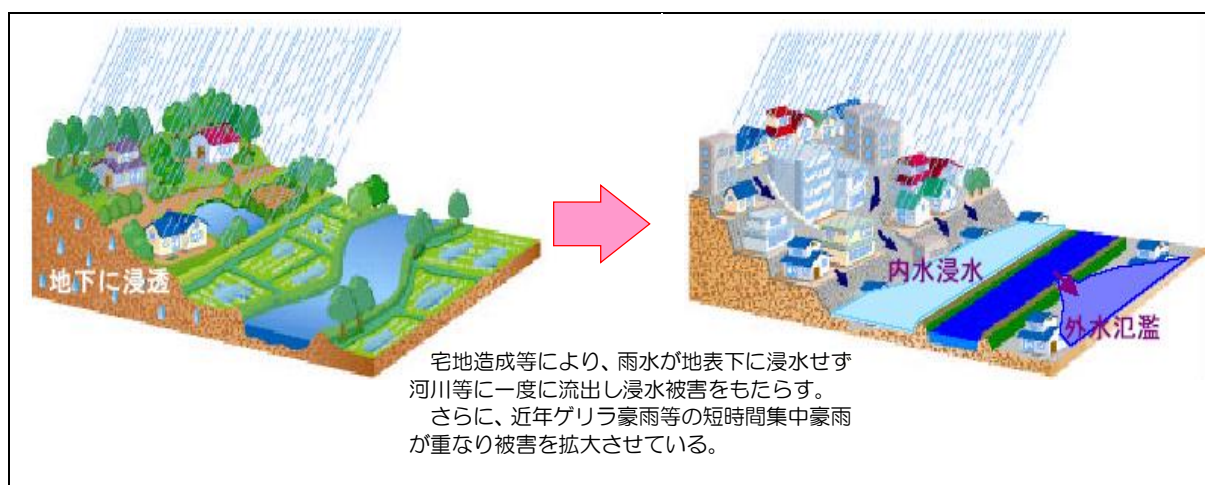


図 4-9.近年の浸水被害の概要（開発に伴う流出増）

第5節 地震等災害に関する現状と課題

(1) 現状

本町において、近年大きな地震は発生していませんが、地震により下水道施設が被害を受けた場合には、トイレが使えないことによる日常生活への影響に加え、管渠破損による道路陥没など、公衆衛生や社会経済への甚大な影響を与えることになります。

また、本町が抱えている特有な問題として亜炭鉱廃坑の陥没は無視できないものです。近年も顔戸西之野地区で発生した陥没事故では、下水道施設においても被害を受け、復旧工事を行う事態となりました。



(2) 課題

下水道は重要なライフラインの一つであり、下水を適切に排除・処理する必要があります。大地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、各家庭のトイレが使用できないなど住民生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害等の二次災害など、住民の生命・財産に係わる重大な事態を生じるおそれがあります。特に本町の場合、亜炭鉱廃坑直下での地震の揺れにより地盤の崩壊を招き甚大な被害を被る可能性は否定できない状況にあります。

このような事態を回避するためには、下水道施設の地震対策を検討し、ライフラインとしての信頼性を確保する必要があります。

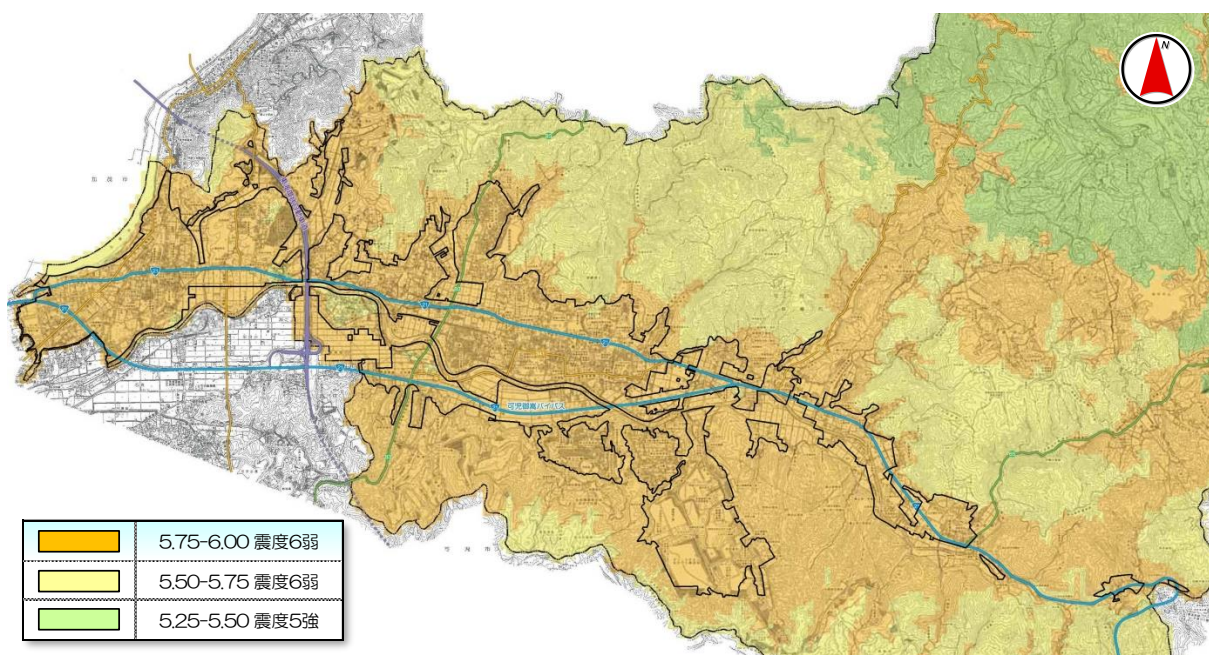


図 4-10.最大震度分布図（活断層型地震、海溝型地震、直下型地震を想定した予測結果）

第5章 具体的施策の概要と実施計画

第1節 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本ビジョンは、御嵩町下水道事業における経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るための経営戦略として位置づけるほか、国の施策方針でもある「循環のみち下水道」の持続と進化の実現及び下水道事業における10年間の取り組みを示すものです。本ビジョンにおいても、この施策方針に整合しつつ、御嵩町の下水道事業が目指す姿を「基本理念」として定め、この理念のもとに下水道事業を運営・推進していきます。

本町における汚水処理に関連する計画には、「生活排水対策推進計画」及び「下水道全体計画」があり、また、平成33年度からの次期下水道事業計画に反映することとなる「御嵩町汚水処理施設整備構想（案）」を策定しており、本ビジョンと同様に、御嵩町の今後の汚水処理のあり方を示したことになります。そのため、汚水処理として共通の理念を持って施策の実施にあたっていくことが望ましいと考え、以下の基本理念を踏襲しました。

本ビジョンでは、この基本理念を踏まえ、下水道の整備により私たちの大切な「水」を甦らせ、快適で安全・安心な暮らしを実現し、また持続可能な活力ある社会の構築に向けて、鋭意事業を進めてまいります。

ふれあいたくなる川を共に育む
環境のまち みたけ

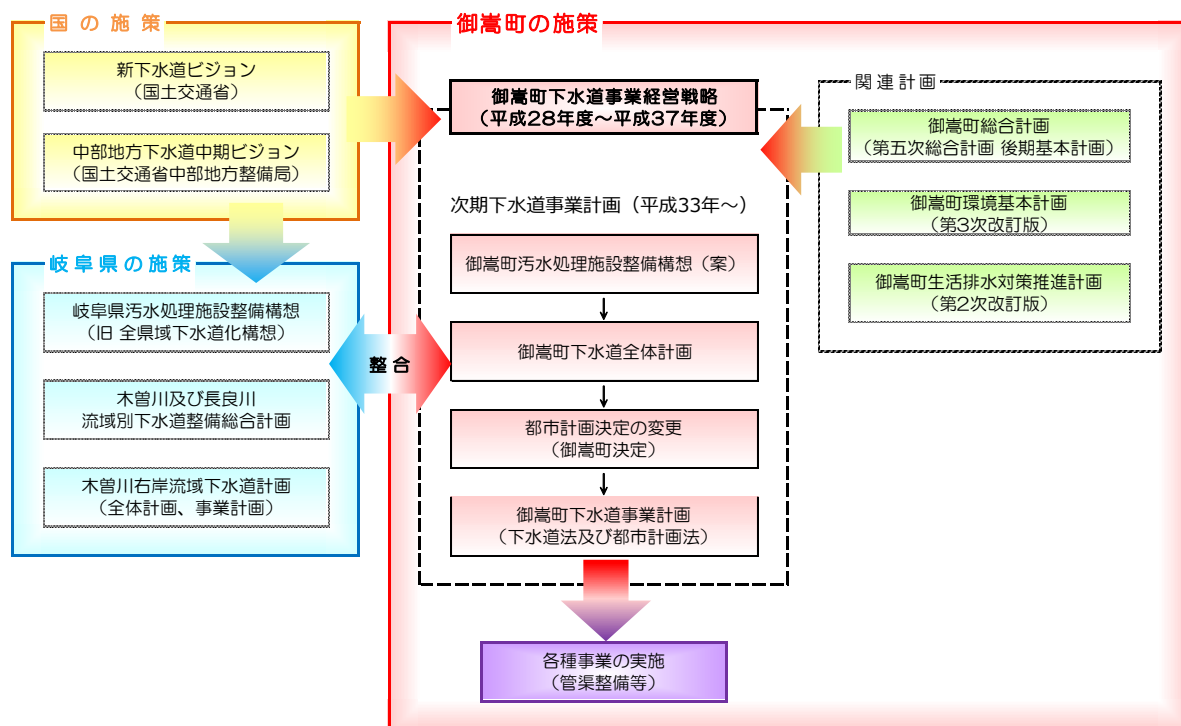


図 5-1.御嵩町下水道事業経営戦略の位置付け

(2) 基本目標

下水道は、「公衆衛生の改善」「水質の保全」「浸水の防除」という機能をもっており、私たちの安心で快適な生活を支える重要な役割を担っています。しかしながら、少子高齢化や施設の老朽化の進行、町の財政能力の縮小といった社会情勢を鑑みると、下水道に係る様々な取組は、段階的に着実に進めていく必要があります。本ビジョンでは、基本理念の具現化に向けて下記 4 つの基本目標とするものです。

表 5-1 御嵩町下水道事業経営戦略（御嵩町下水道中期ビジョン平成 28 年度改訂版）の基本目標

御嵩町下水道事業経営戦略4つの基本目標（4つの実現に向けて）	
1. 快適な暮らしの実現	効果的・効率的な下水道整備を推進し、未普及地域を解消していくため普及促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。
2. 安全で安心な暮らしの実現	浸水被害の軽減を図るため、河川事業と一体的に総合的な推進を図ります。また、地震等の有事の際に、下水道機能を確保するための対策を検討します。
3. 事業の持続性の実現	施設の維持管理の適正化と老朽化施設の計画的な改築更新を行います。また、持続可能な下水道経営を目指します。
4. 住民との連携の実現	地域の皆様との協働・交流・連携に努め、住民サービスの向上を図ります。

第2節 具体的な施策の内容

(1) 施策の体系

本ビジョンにおける具体的な施策の体系は、次に示すとおりです。

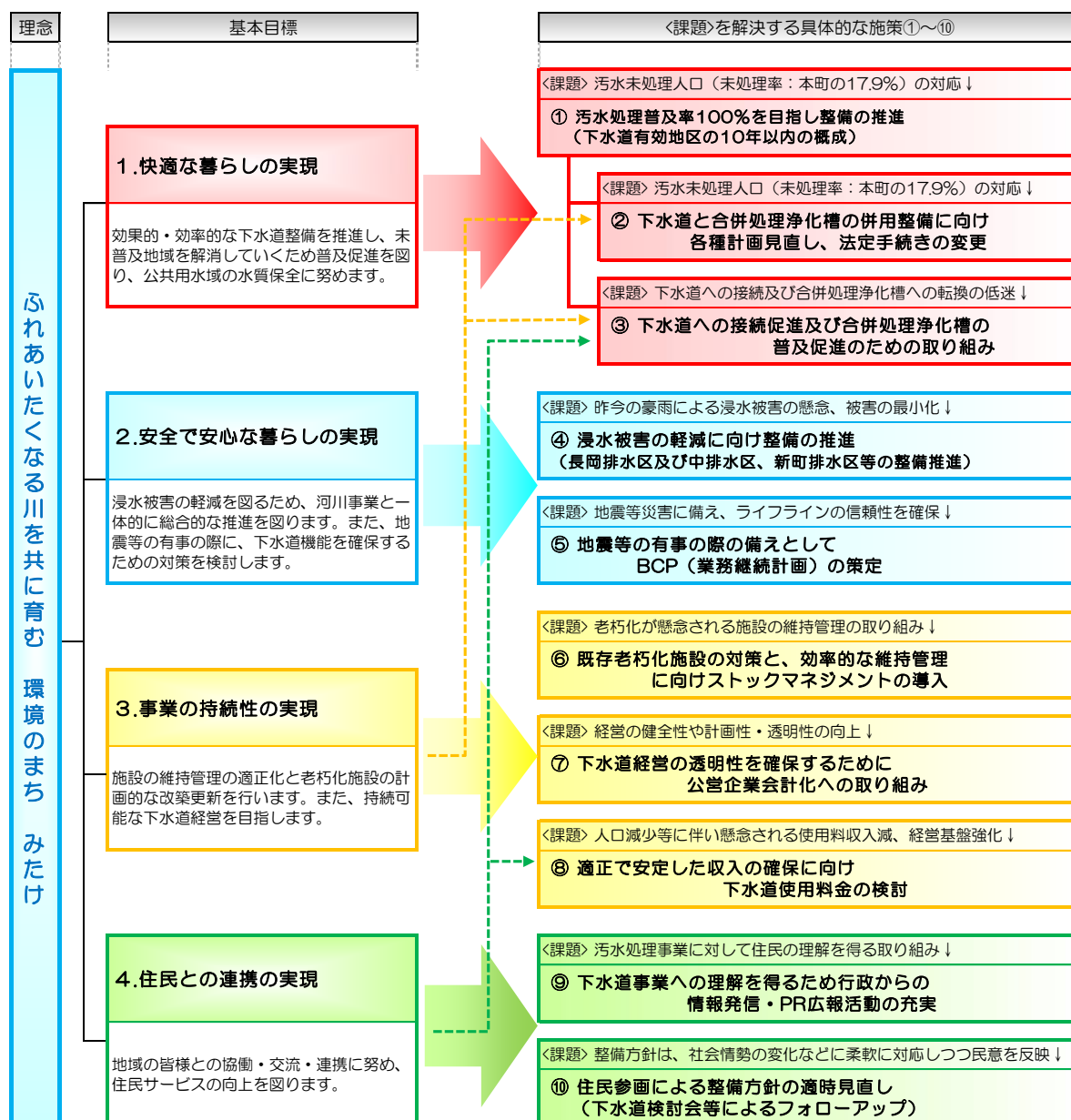


図 5-2. 御嵩町下水道事業経営戦略の施策の体系図

(2) 具体的な施策

本ビジョンの基本目標を実現するため、中長期的な方向性として下水道を取り巻く様々な社会的変化や地域特性に対して、下水道の果たすべき役割に重点を置いた具体的な施策（①から⑩）を設定しました。

1.快適な暮らしの実現

①汚水処理施設の整備推進（下水道有効地区の早期整備概成）

効率性・経済性を基本とし、早期の汚水処理概成（汚水処理普及率 100%）を目指し、下水道による整備を中心としつつ、合併処理浄化槽の特性も活かした整備手法を導入していきます。

これにより、本町の公共用水域や身近な水辺空間の健全化を目指します。

平成 28 年度策定の「御嵩町汚水処理施設整備構想（案）」では、次期「御嵩町公共下水道事業計画（平成 33 年度～）」に反映し整備をする方針とします。

方針として、下水道整備を行うべき区域については、中期計画である平成 37 年度まで（概ね 10 年）で目標とする汚水処理普及率の概成を目指し、平成 47 年度まで（概ね 20 年）に整備を完了し、合併処理浄化槽整備事業と連携した汚水処理の促進を行います。

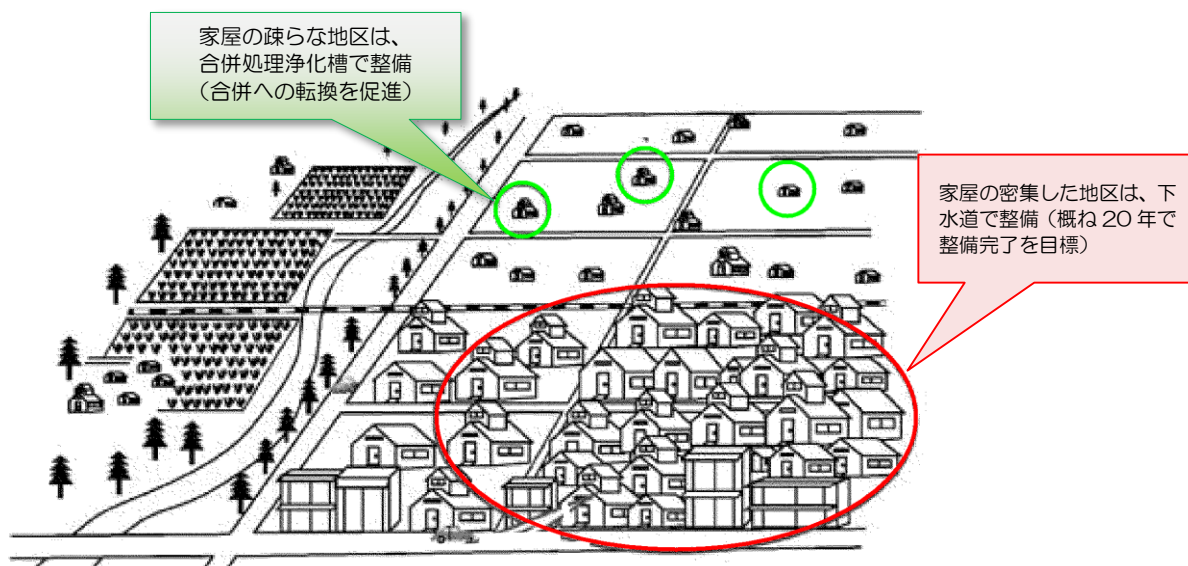


図 5-3.汚水処理の概念図

②各種計画の見直し、法定手続きの変更

汚水処理施設整備構想を策定し、近年の人口減少や少子高齢化等の社会情勢を加味しつつ、現行下水道区域の見直しを実施し、下水道の整備が有利な区域と合併処理浄化槽の整備が有利な区域の位置づけを行います。

また、その結果を反映し、事業を停滞なく実施するべく、県の上位計画等と調整を図りつつ、法定手続きを行っていきます。

平成 28 年度策定の「御嵩町污水处理施設整備構想（案）」では、次期「御嵩町公共下水道事業計画」に反映し整備する方針としています。

◆現行の下水道全体区域の見直しを実施し、効率的な整備手法により、下水道と合併処理浄化槽の位置づけによる次期下水道事業計画とする。

（以下概念図（図 5-4、図 5-5）で示す検討を実施し効率的な污水处理地区を決定する。）

◆見直し後の下水道区域における事業を実施するために基本的な計画である「全体計画の見直し」を実施する。

◆見直し後の下水道区域について法定手続きである「都市計画決定の変更」を実施する。

◆引き続き見直し後の下水道区域内の未整備地区の整備を進めるため、法定手続きである「事業計画を変更」し、予定処理区域の拡大を行う。

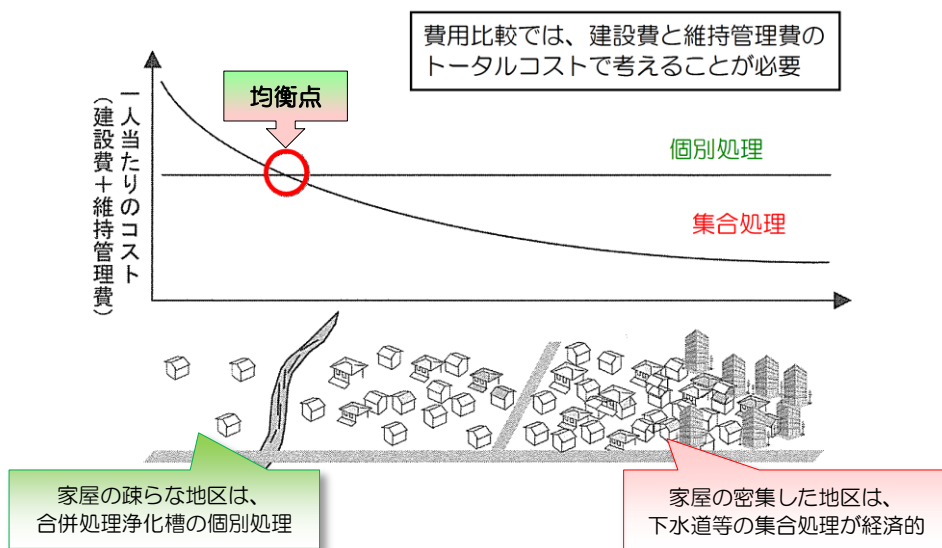


図 5-4.污水处理施設整備計画における区域決め概念図

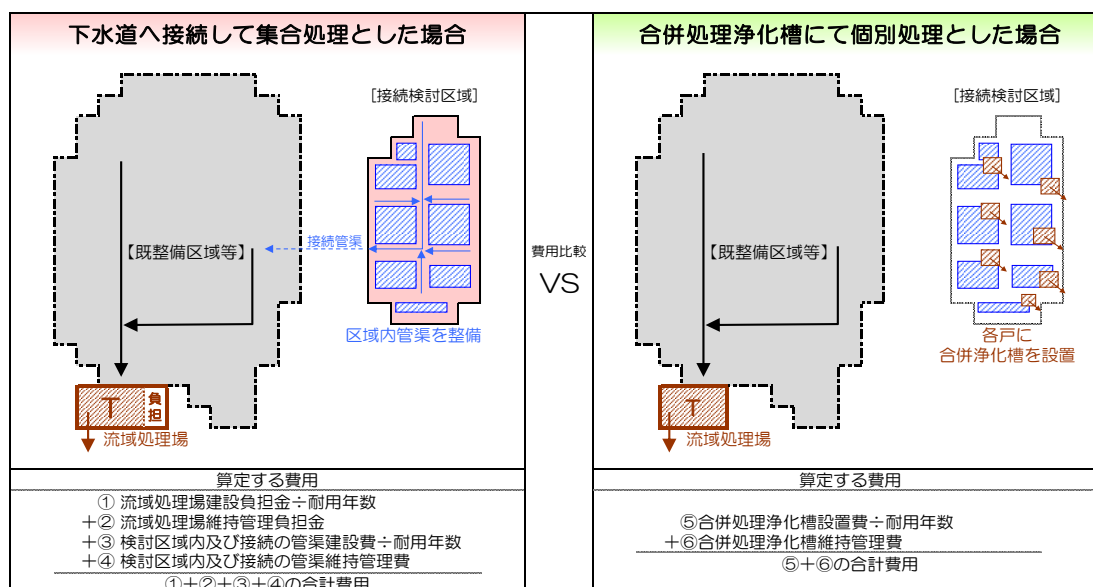


図 5-5.污水处理施設整備計画における費用比較検討概念図（集合と個別の判定）

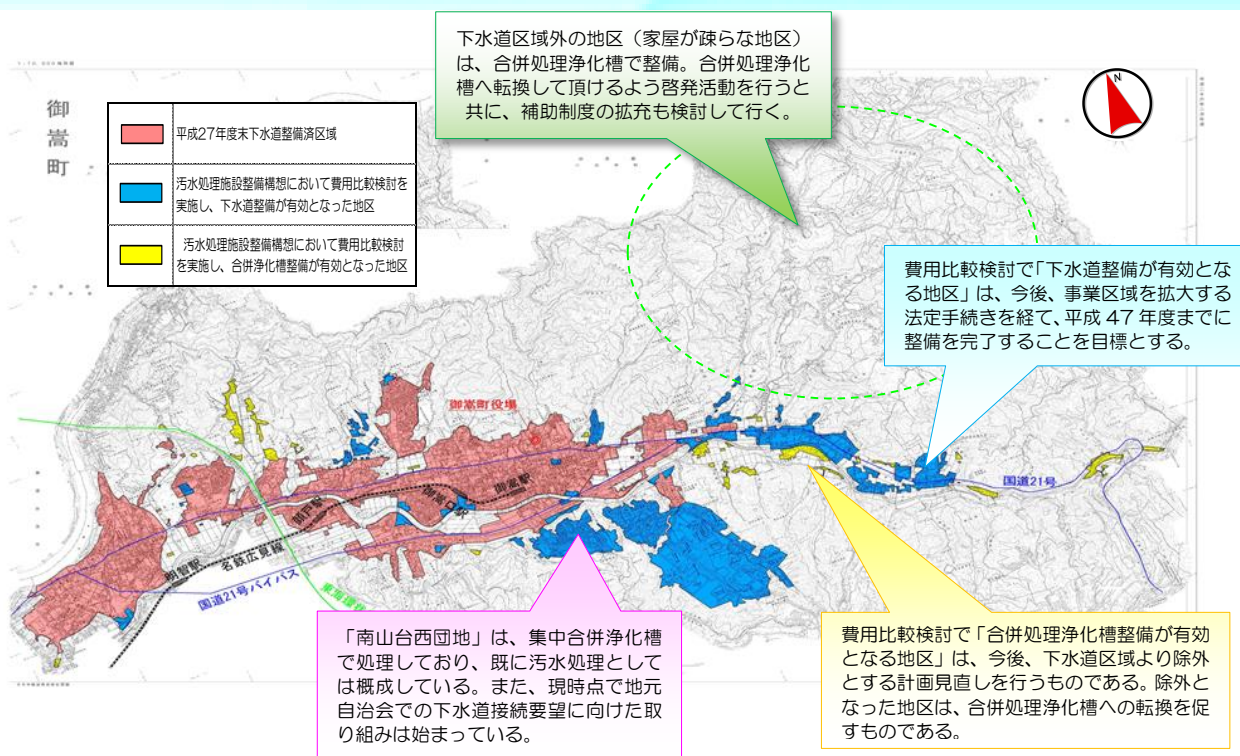


図 5-6. 污水处理施設整備構想（案）において検討の区域

※ 上記図は、近年の人口減少や地域性及び社会情勢等を加味し、岐阜県の作成した市町村作業マニュアルに沿って検討した、「御嵩町污水处理施設整備構想（案）」を基に作成されたものです。その結果から個別処理（合併処理浄化槽）の方が有効と判定された地区（上記図の黄色地区）は、今後、下水道ではなく、合併処理浄化槽での対応に切り替えるため、下水道計画の見直し等を実施することになります。なお、上記図で青色区域については、費用比較検討をした結果、下水道整備が有効となった地区で、平成47年までに整備を行う予定の区域です。また、南山台東団地についても地元からの要望を受け、速やかに接続を行うべく既存管路施設の調査を実施し、現在、実施設計を行っています。

③下水道への接続促進及び合併処理浄化槽の普及（転換）のための取り組み

より良い水環境を次世代へ引き継ぐため及び公共用水域の水質保全のために、下水道を整備した区域内の方には早期の接続を促すものです。また同時に下水道区域外の方においては、合併処理浄化槽への普及（転換）を進めていきます。

今後、污水处理普及率の向上を促進するため、合併処理浄化槽を設置する際に既存の単独処理浄化槽の撤去費に対する補助金を検討しているほか、下水道に接続するために既存の単独処理浄化槽を撤去する場合においても補助金を交付することを検討しています。

- ◆ 広報、FM らら、回覧、町ホームページ、地域のイベント等において下水道への接続を促す啓発活動を実施する。（後述、施策⑨と同様に）
- ◆ 合併処理浄化槽の普及に際し、現行補助制度の拡充を検討していく。

2.安全で安心な暮らしの実現

④雨水対策施設の整備推進

雨水対策施設の整備には、污水处理施設の整備とは比較にならないほどの膨大な費用と整備期間を要し、そのすべてを公費で賄うことになります。そのため、整備による効果が見込まれる地区（排水区）を優先的に整備していくものです。

本ビジョンでは、平成24年度に策定した雨水整備アクションプログラム（短期・中期・長期の段階的雨水整備計画）の内容に沿って施策を実施するものとします。今後、河川事業との調整を図りつつ、河川と下水で一体的な治水対策を実施していきます。

短期計画目標（5年以内）：浸水被害の発生頻度の多い地区の被害軽減のため事業に着手する。

中期計画目標（5～10年）：町の財政事情を考慮し、河川の改修、他関連機関との調整などの進捗に併せて効率的に事業の継続を行う。

長期計画目標（10年以降）：浸水被害の頻度は少ないが、排水路の能力不足箇所の随時改修を行う。

また、必要に応じ短期及び中期計画で事業を実施した地区における更なる治水安全度の向上を図る。

◆中排水区の主要な路線（幹線上流路線）や新町第1排水区の整備を実施する。

◆その他、必要な排水区の整備を適時実施する。

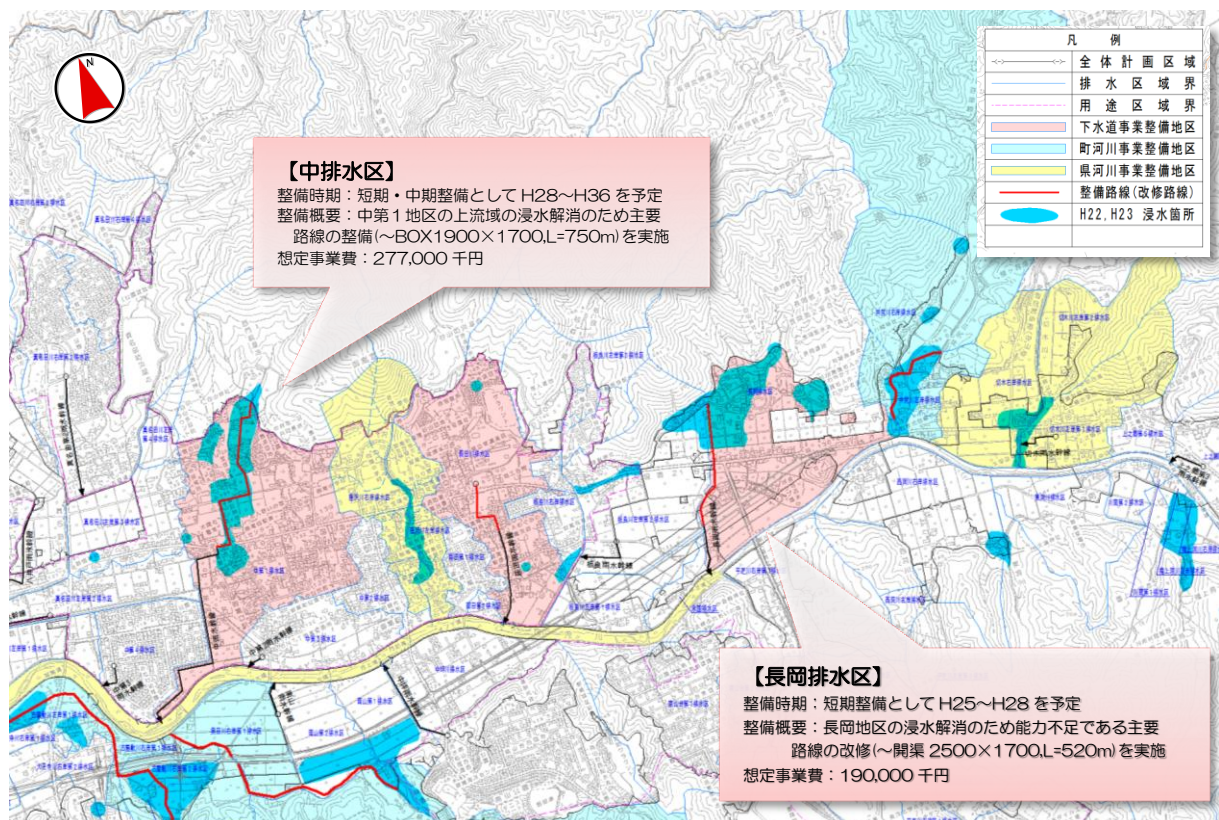


図5-7.雨水整備アクションプログラム（短期・中期整備箇所）

⑤BCP（業務継続計画）の策定

大規模な水害や地震、御嵩町特有の問題である亜炭鉱廃坑の陥没による被災の場合でも下水道の機能停止による住民生活、地域経済活動へ与える影響を最小限に抑えるために、あらかじめ、あらゆる被害を想定し、下水道機能の速やかな復旧が可能となるような体制をとれるような対策を考えていきます。

◆地域防災計画と整合を図り BCP（業務継続計画）の策定を行う。

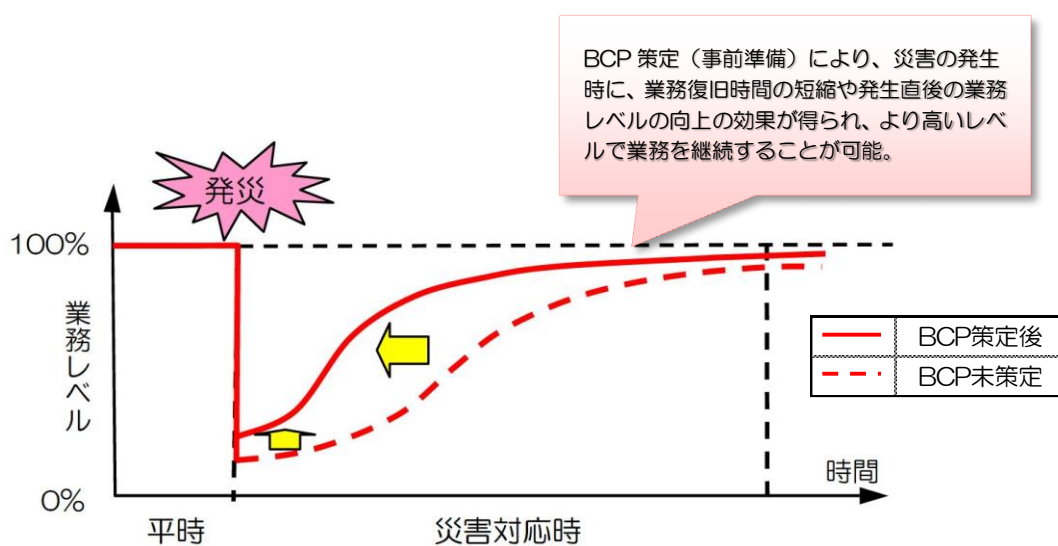


図 5-8.災害発生後の業務レベルの回復概念図（BCP の意義）

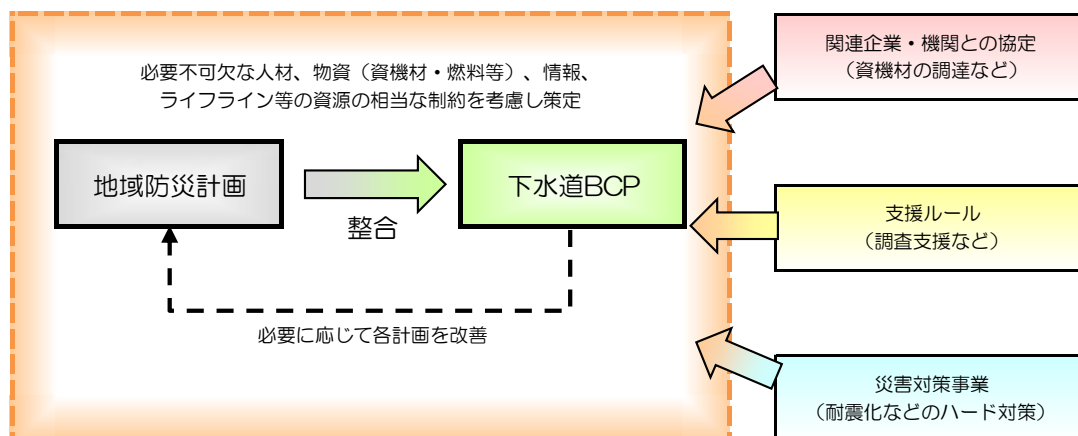


図 5-9.BCP の位置付け

3.事業の持続性の実現

⑥効率的な維持管理計画（ストックマネジメントの導入）

下水道の管路施設は設置後 30 年を経過すると道路陥没などの事故を起こす割合が急激に増加することが分かっています。本町においても 40 年以上経過する民間開発の団地があり、布設されている管渠は古い時代のヒューム管のため、老朽化による道路陥没や不明水増大といったリスク問題を抱えることになります。そこで、既に接続した団地については、長寿命化計画を適用した改修事業に着手し、これから接続する団地については、事前の調査を実施し老朽度を把握したうえで、長期的な視野で LCC（ライフサイクルコスト）が最小化となるような対応を検討していきます。

本町の場合、既存の団地以外の管渠施設は、耐久性に優れている塩化ビニル管の採用が 90%以上であるため、当面の間は老朽化対策の必要性は低いと考えています。しかしながら、これから 20 年で整備が完了し、維持管理主体の事業にシフトしていきますので、事前に維持管理の体制を整えていく必要があります。そこで、ストックマネジメントの導入について検討を進めていきます。ストックマネジメントとは予算の制約の下で持続可能な下水道サービスを提供するため、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら計画的かつ効率的に管理する手法のことです。このマネジメントを効率的、効果的に実施するためには、従来の下水道台帳にて管理している管路の基礎情報（管径、設置深さ、延長等）の他に、点検・調査や改築修繕の実行によって得られる情報も継続的に蓄積することが重要です。そのため、これら情報を一元的に管理し効率的に活用できるシステムの導入を進めていきます。

- ◆長寿命化計画における大庭台団地他の既設管渠の改修事業を進める。
- ◆老朽化が懸念される未供用区域に存する団地の既設管渠利用については、事前調査を実施し、老朽度合等を把握し、LCC が最小化となるような整備方針を決定する。
- ◆定期的な、管路の調査、清掃、点検は随時実施する。
- ◆整備完了後の維持管理主体の事業に備えストックマネジメントの導入検討を実施する。

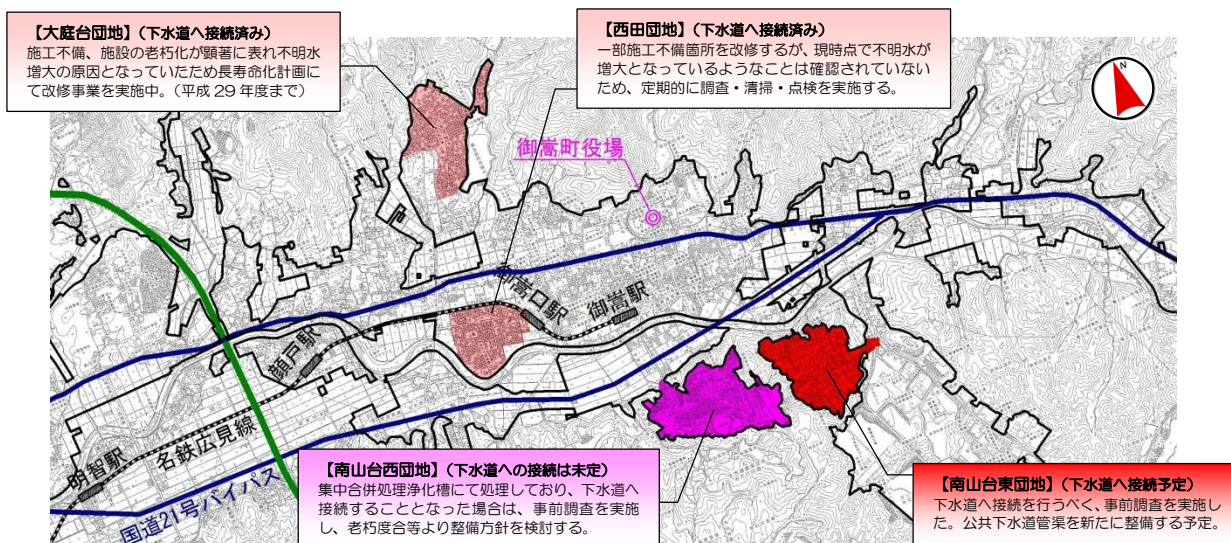


図 5-10.下水道へ接続した（接続する）既存団地の整備方針

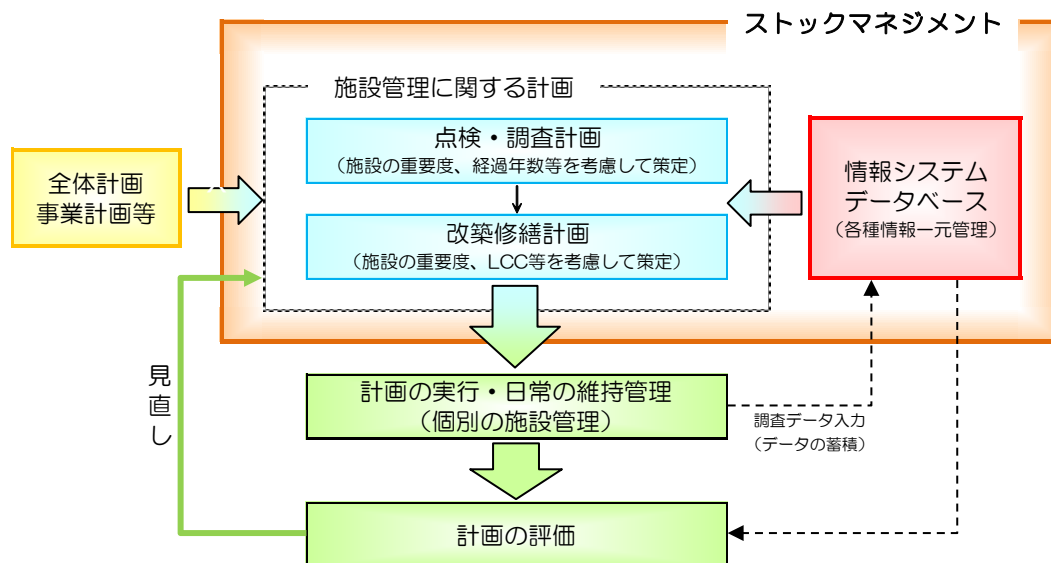


図 5-11.ストックマネジメントの概要図

近年、事業の平準化や資産価値の最大化、施設の最大限活用の観点から注目あるいは今後義務化が想定されるストックマネジメントや長寿命化計画、公営企業会計化といった各種マネジメント手法とアセットマネジメントの体系を以下に示します。図から分かるように、アセットマネジメントは各種マネジメント手法の概成であり、アセットマネジメントの導入に向けては、まずストックマネジメントの導入及び公営企業会計化への移行に向けて一歩を踏み出す必要があります。

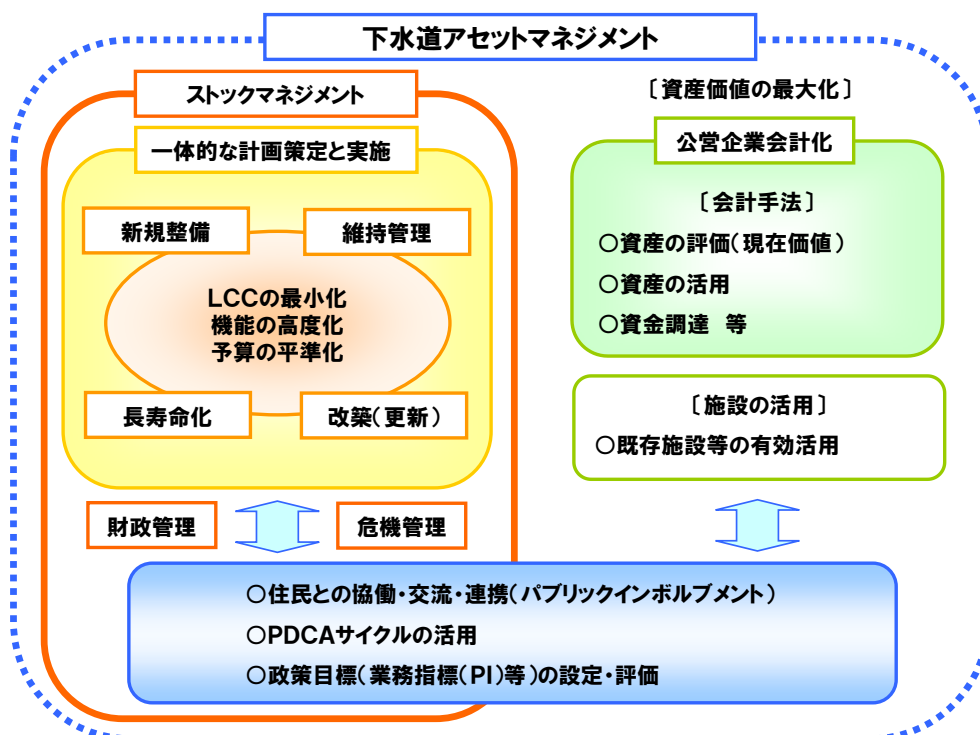


図 5-12.アセットマネジメントの体系（目指すべき最終形態）

⑦公営企業会計化への取り組み

下水道事業の経営基盤強化においては、長期的に安定した経営を持続していくために経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることが要求されています。公営企業会計への移行（法適化）は、その取り組みの一つです。

公営企業会計を導入の意義は、企業会計方式の経理により経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況等が適切に区分されるため、よりの確に経営状況を把握できることです。また、施設の更新など経営基盤の計画的な整備を行う基礎情報となる資産の現状（施設の経済的価値、老朽化等の状況）の適正な把握、投資資金の期間配分額の算定による料金対象原価の適正な計算等も可能となります。このように経営状況が詳しく見えることで、コスト削減の目標設定や中長期的な収支計画が立てやすくなります。

総務省が示した「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」においては、平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組期間に位置付け、公営企業会計の移行を要請しています。更には、今後、この集中取組期間の進捗状況を踏まえて、下水道事業の公営企業会計の導入を義務付ける法制化も検討するとしています。

このような背景の下、本町でも公営企業会計への移行は喫緊の課題であり、移行作業に時間と労力も必要となることから、平成 31 年 4 月の地方公営企業法適用による公営企業会計への移行を目指し、平成 28 年度より移行業務に着手しております。

- ◆国の動向に注視し、短期期間中に公営企業会計への移行を行う。
（施設の資産評価及び会計システムの導入を実施）

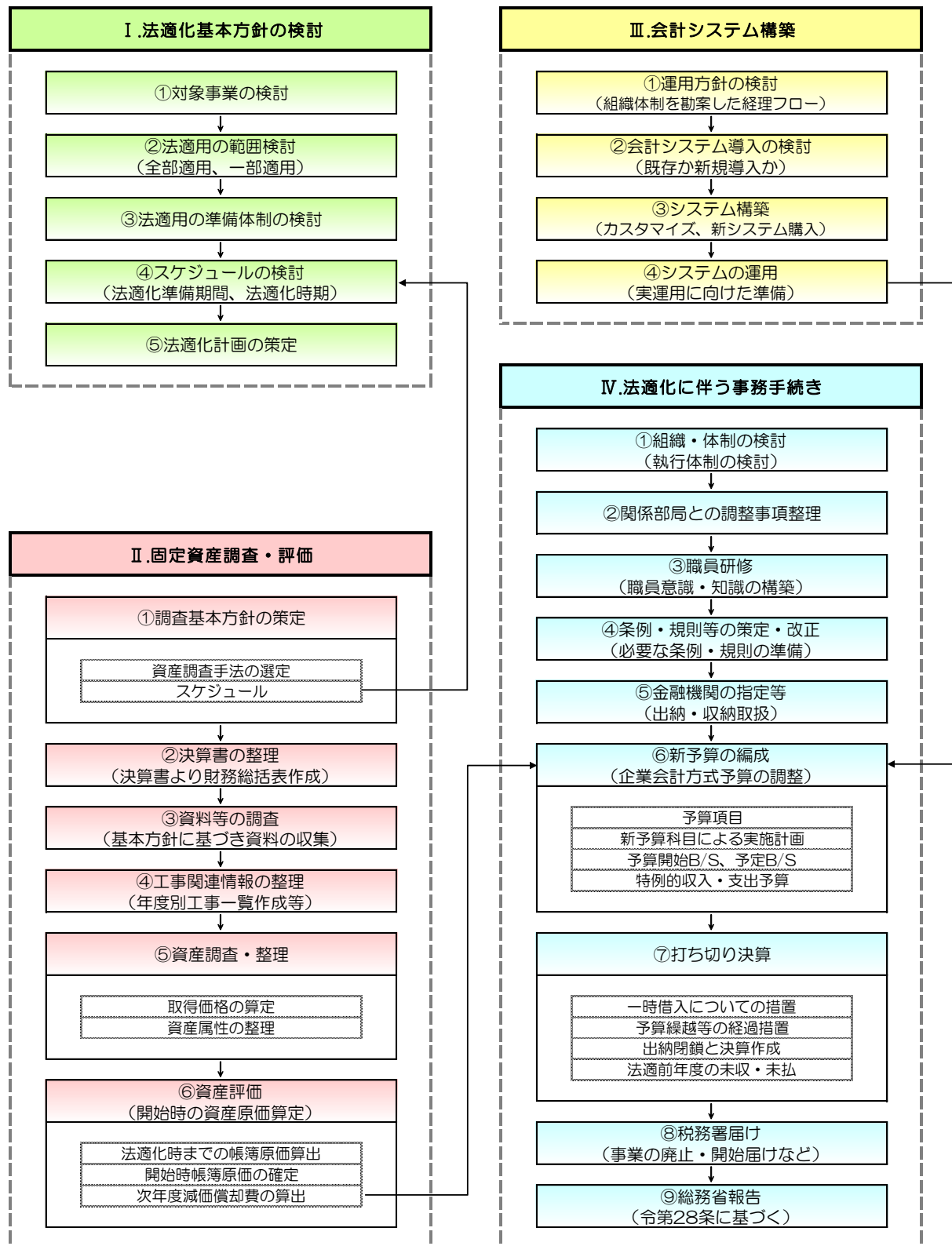


図 5-13. 公営企業会計の移行に係る作業フロー

⑧下水道使用料金の検討

本町の下水道事業は特別会計であり、本来は事業収入である使用料を財源として、維持管理、改修、建設等の事業を実施していく独立採算制にて運営されるべきものです。下水道整備に係る起債の償還についてはピークを過ぎており、現在、岐阜県が進めている「汚水処理施設整備構想（仮称）」策定に合わせ策定した「御嵩町汚水処理施設整備構想（案）」における将来人口推計により、今後の人口減少を加味した上で、下水道使用料の改定はすぐに行う必要はないと判断しました。

しかし、公営企業会計を適用し、財政状況が明確になった際や社会情勢の変化を考慮し、段階的に使用料の検討を実施します。

◆公営企業会計適用後、財務状況を把握したうえで、住民等利用者の負担を勘案し逡増性の改定なども考慮して必要であれば、下水道使用料金の適正化に取り組む。

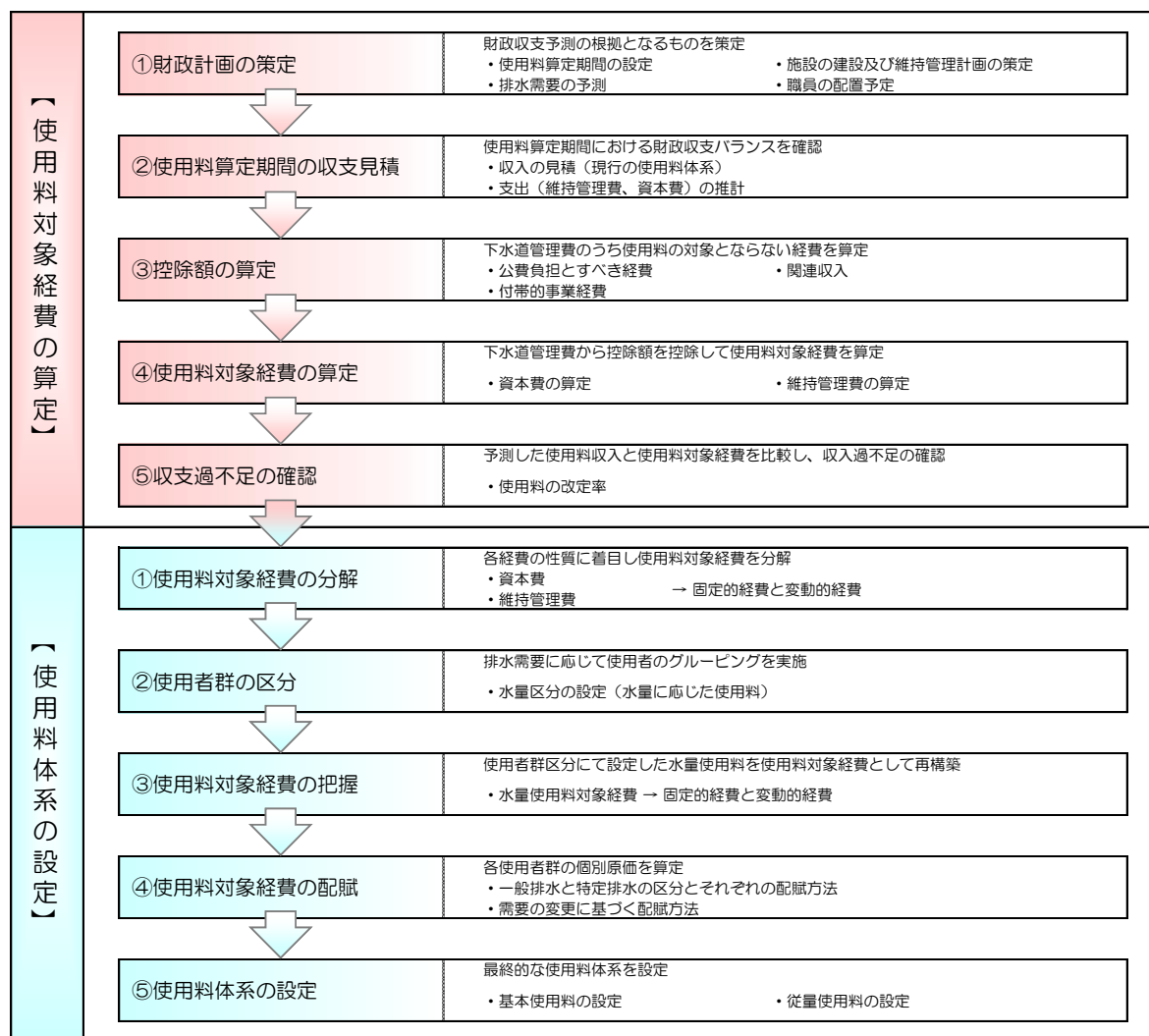


図 5-14.使用料金改定のフロー

4.住民との連携の実現

⑨情報発信・PR 広報活動の充実

安定した経営基盤構築のためには、下水道への接続率を向上させ、下水道使用料収入の向上・維持することが必要です。また、下水道施設の維持管理には、下水道への有害物質や油脂などの投入を防止し、施設の機能を長期間維持できるようにする必要があります。

そのため、下水道への接続促進と施設の適切な維持管理には、住民等利用者の理解と適切な使用が欠かせません。そこで、下水道の役割や適切な利用方法、事業の実施状況などの情報発信を行うと共に、地元説明や生活学校等各種団体と連携した汚水処理の啓発活動を実施し、円滑な事業運営に努めます。

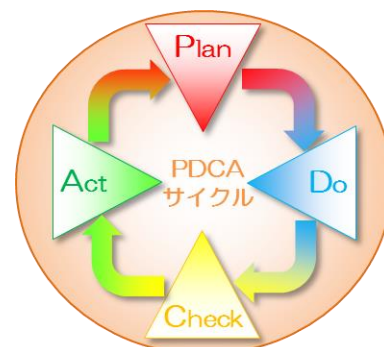
- ◆ 広報、回覧、町ホームページ、地元説明開催等において情報提供を実施する。
※情報内容例として、下水道の役割や適切な利用方法、下水道整備箇所及び供用箇所、下水
水洗化の推移、合併処理浄化槽補助制度等の説明、定期的に水質改善の状況などを発信する。
- ◆ 町内のイベントを活用した汚水処理の啓発活動を実施する。
- ◆ 生活学校等各種団体と連携し、汚水処理の普及啓発活動を実施する。

⑩住民参画、下水道検討会等による計画方針の適時見直し（フォローアップ）

本ビジョンは、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の下水道事業の目標と具体的な施策を定めたものです。本ビジョンに掲げる事業の実施と目標の進行管理については、経営戦略策定ガイドラインに基づく 3～5 年ごとの見直し（ローリング）を図るため、平成 31 年 4 月に予定している公営企業会計適用後に改めて現状分析を行います。この結果を基に、社会情勢や現状とのバランスを考慮しながら、フォローアップとして事業の進捗に対する検証を行い、その後の実施計画の見直しも行います。

また、PDCA サイクルで運用し、施策の実施について時間の経過と共により良いものになるように努めます。

なお、実施計画の見直し等については、パブリックコメント等により広く住民意見を求め、計画決定に反映（住民参画）させるものです。



【PDCA サイクル】

1. Plan（計画）：
従来の実績や将来の予測などをもとにして事業計画を作成する。
2. Do（実施・実行）：
計画に沿って事業を実施する。
3. Check（点検・評価）：
事業の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. Act（処置・改善）：
事業が計画に沿っていない部分を調べて改善する。

- ◆ ビジョン期間の中間時に計画の実施状況を確認し、必要に応じ改善を行うフォローアップを実施する。
- ◆ フォローアップについては、施策の進捗状況、効果等の度合いにより、必要に応じ再度下水道検討会を設置し、有識者や住民の参画のうえで見直しの方向性を決定するものとする。
- ◆ パブリックコメント等により広く住民意見を求め、実施計画（見直し）決定に反映させる。

図 5-15. PDCA 進行管理

第3節 事業計画（アクションプラン）

施策を実施する事業計画（アクションプラン）は、次に示すとおりです。

表 5-2. 施策の実施優先度

基本目標	施策項目	施策の必要な理由（優先理由）	実施優先度
1. 快適な暮らしの実現	① 污水处理施設の整備推進	下水道が有効である区域については、10年以内の 污水处理概成の目標達成のために 早期の整備完了が必要である。現在、最も優先する事業である。	高
	污水处理施設整備構想 全体計画見直し	本ビジョンの整備方針である区域見直しを実現するためには 各種計画の見直し、法定手続きは必要不可欠な作業 である。また、本町が流域関連公共下水道である以上、 上位計画との整合 も必須条件である。そのため、事前に見直し方針を決定し、県の見直しスケジュールに遅れることなく町の要望を挙げ、 段階的に作業を進める 必要がある。	適時
	② 都市計画決定の変更		
	下水道法及び都市計画法の事業計画の変更		
	③ 下水道の水洗化及び合併処理浄化槽の普及促進	污水处理概成 のためには、下水道整備、下水道への接続（水洗化）以外にも、区域外の方に対して合併処理浄化槽への 転換を促す ことも重要である。	随時
2. 安全で安心な暮らしの実現	④ 雨水対策施設の整備推進	災害を未然に防ぐ根幹的な治水対策の推進として、 浸水被害から人命・財産を守るため 河川事業と連携した総合的な雨水対策施設の整備は必要である。	高
	⑤ BCPの策定	災害に対する備えは、常に必要である。全国的に地震・水害などの災害が発生している状況において、地域防災計画と一体となった下水道の 行動計画の準備 は必要である。	中
3. 事業の持続性の実現	⑥ 維持管理及び改築・更新事業 ストックマネジメントの導入	老朽化が懸念される団地については、事前に十分な調査を行い、下水道接続の方向性を決める方針である。それ以外の本町市設の管渠は、耐久性等に優れている塩化ビニル管が90%以上を占めているため、当面の間は、老朽化対策等の必要性は低いと考える。しかしながら、整備完了後の来るべく 維持管理主体の事業に備える ため、効率的な調査・管理運営システムの事前導入は必要である。	中
	⑦ 公営企業会計への移行	経営の健全化を実現するため、 公営企業会計 への移行は重要である。また、現在、国が財務規定適用を 義務化で方向 で議論していることもあり、国の動向に注視し準備を進める必要がある。移行に際しては、今まで施工してきた下水道施設の資産調査・評価を行う必要があることから膨大な作業（時間）となる。そのため、 早期に優先的に実施 する施策である。	高
	⑧ 下水道使用料金の検討	適正な料金水準 を確保し、 経営の健全化を図る ため、使用料金の見直しは重要である。今後、 公営企業会計適用後 、明確となる財務状況を把握した際や、社会情勢に変化を考慮し、段階において改定検討を実施する必要がある。	低
	⑨ 行政からの情報発信・PR広報活動	下水道の 接続促進 、合併処理浄化槽への 転換促進 などを促すため、随時情報発信、啓発活動は必要である。	随時
4. 住民との連携の実現	⑩ 住民参画、下水道検討会等による計画方針の適時見直し（フォローアップ）	弾力性・柔軟性 をもって事業に取り組むには、社会情勢、経済情勢の変化等を踏まえて 適時、整備方針を見直す ことは必要である。（計画見直しは、住民参画として住民意見を反映させる。）	適時

表 5-3. 事業計画（アクションプラン）

御嵩町下水道中期ビジョンの実施計画

基本目標	具体的な施策	下水道中期ビジョン期間											長期	ベンチマーク (達成判断)
		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H36年	H37年	H38年～	
1. 快適な暮らしの実現	① 污水处理施設の整備推進	← 現行の事業計画区域の整備（第8期計画） → ← 次期拡大区域の整備（第9期計画） →												污水处理率 実施有無
	污水处理施設整備構想 ※	区域見直し ○ 公表												実施有無
	② 全体計画見直し 都市計画決定の変更	区域変更、計画諸元変更												実施有無
	事業計画の変更	期間延伸												実施有無
	③ 水洗化の促進（合併普及）	水洗化促進（合併普及）のためのPR活動、合併処理浄化槽補助制度の見直し検討												実施有無
2. 安全で安心な暮らしの実現	④ 雨水対策施設の整備推進	長岡排水区整備 中排水区・新町第1排水区整備 その他整備												浸水対策率 実施有無
	⑤ BCPの策定	策定 運用開始												実施有無
3. 事業の持続性の実現	⑥ 管路の調査・清掃・点検	定期的な調査・清掃・点検												実施有無
	老朽化施設の改築・更新（長寿命化事業）	大庭台団地他改修												その他改修 実施有無
	ストックマネジメント導入	システムの導入と施設データ移行 運用開始												実施有無
	⑦ 公営企業会計への移行	資産評価、システム移行 運用開始												実施有無
4. 住民との連携の実現	⑧ 下水道使用料の検討	検討作業 運用開始												実施有無
	⑨ 情報発信・PR広報活動	HP等による情報発信（整備・供用区域のお知らせ、補助制度の説明、地元説明会開催など）												実施有無
	⑩ 住民参画、下水道検討会等（フォローアップ）	※汚水構想のバブルックコメント 中間照査 運用開始												実施有無

第4節 将来の財務、整備計画の見通し

過年度の財政資料及び「御嵩町污水处理施設整備構想（案）」による整備方針を基に、想定した将来事業費（今後の污水管渠整備）を見込んだ場合の財政シミュレーションを行い、財政収支の見通しを推察しました。今後の整備においては、残りの整備量も少なく、毎年の起債による借入を抑えることもできることから、町の財政能力で十分許容できるものと想定されます。

今後の施策の実行にあたっては、事業の進捗状況、検討結果等を随時反映し、財政収支の見通しを立てて進めていくものです。

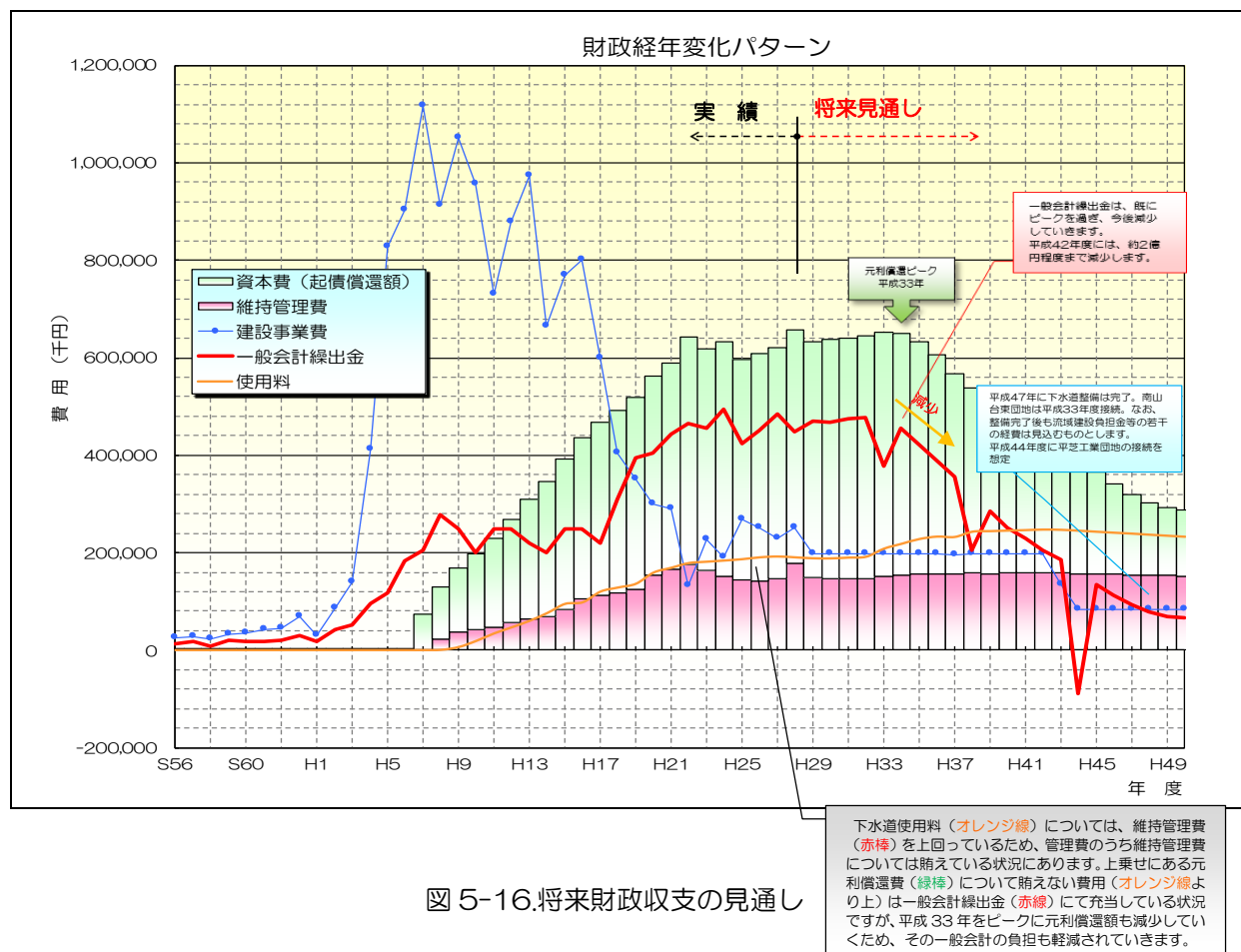


図 5-16. 将来財政収支の見通し

【上記、財政シミュレーション算定条件】

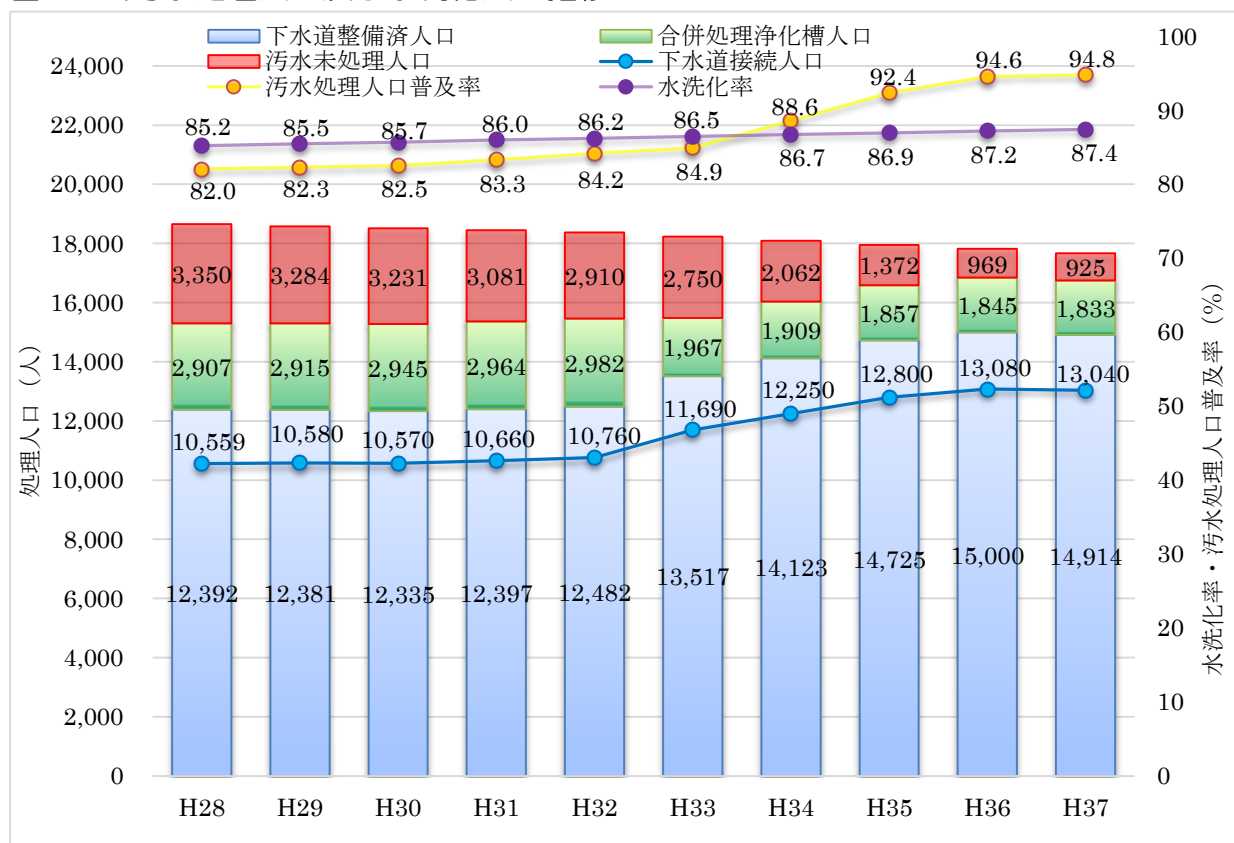
財政シミュレーションは、下記の仮定条件で算定したものであり、これから実施する施策の進捗状況や各種検討結果によって、若干の変更が生じるものです。今後、随時、施策モニタリングのうえ軌道修正を加えていくものです。

- 年起債額を概ね 100,000 千円程度を目安とする。
- 平成 28 年度から平成 32 年度に南山台東団地（既事業計画区域内）を整備。
- 平成 28 年度から平成 37 年度までは既事業計画区域内及び次期事業計画区域を整備。
- 平成 38 年度から平成 42 年度に既事業計画区域外を整備。

表 5-4.今後 10 年間の下水道整備スケジュール（投資計画）

事業/年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
長寿命化事業										
南山台東団地										
既事業計画区域										
次期事業計画区域										

図 5-18.汚水処理人口及び水洗化人口推移



※上記の図 5-18 は今後 10 年の汚水処理人口及び水洗化人口を示しています。

- ・平成 37 年度時点における汚水処理人口普及率は、94.8%の目標を設定している。
- ・平成 29 年度から平成 32 年度までは、南山台東団地の下水道整備を予定していますが、現在は集中合併処理浄化槽を設置しており、既に水洗化していることから、下水道整備完了後も、水洗化率や汚水処理人口普及率に大幅な増は見込めない状況となっております。
- ・平成 33 年度以降は、南山台東団地の整備が完了することや、集中浄化槽が既に設置されている団地以外の事業計画区域についても整備を実施していくことから下水道整備人口や汚水処理人口普及率の増加が見込めます。

図.5-19 支出計画（千円）【投資計画】 ※流域建設負担金 ・・ 流域下水道事業建設負担金

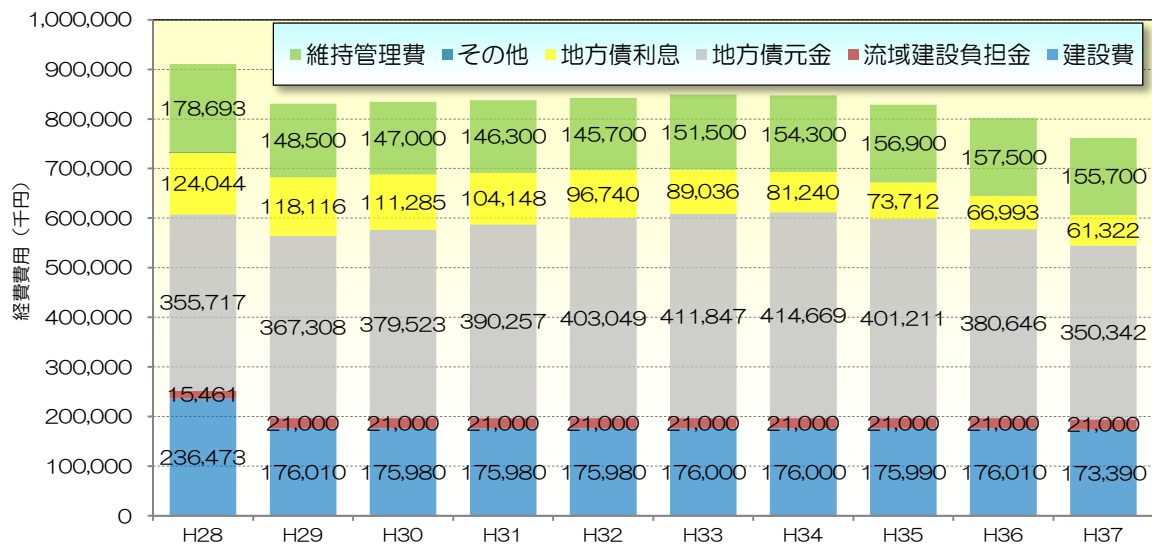
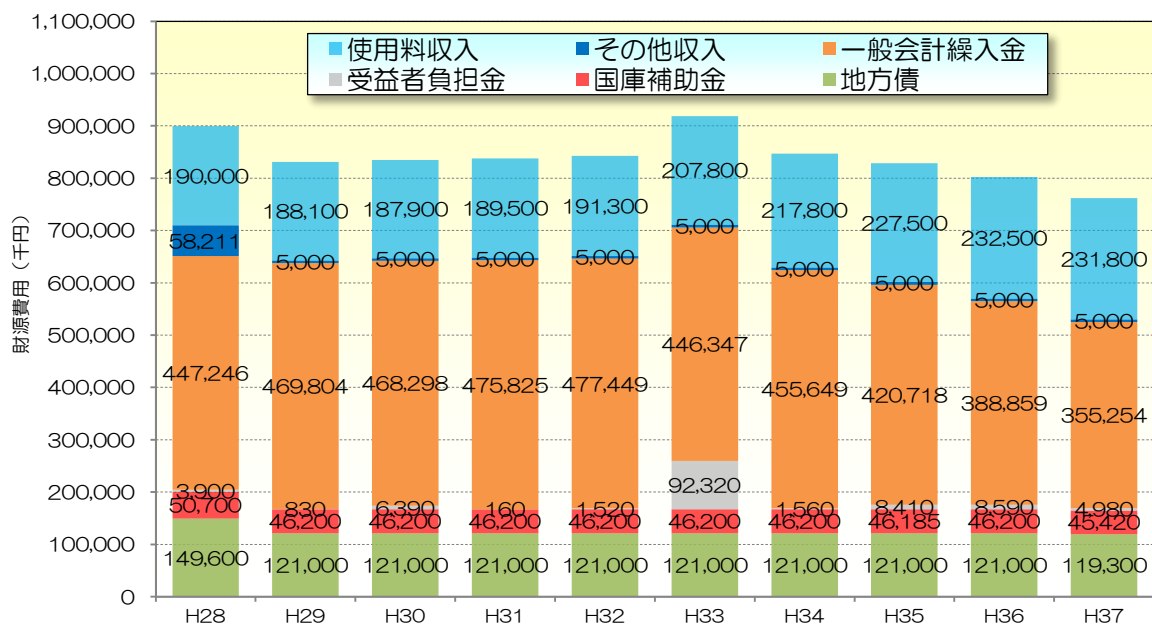


図.5-20 財源収入（内訳）推移（千円）【財務計画】 ※地方債で1億円を超える分は流域下水道事業建設負担金



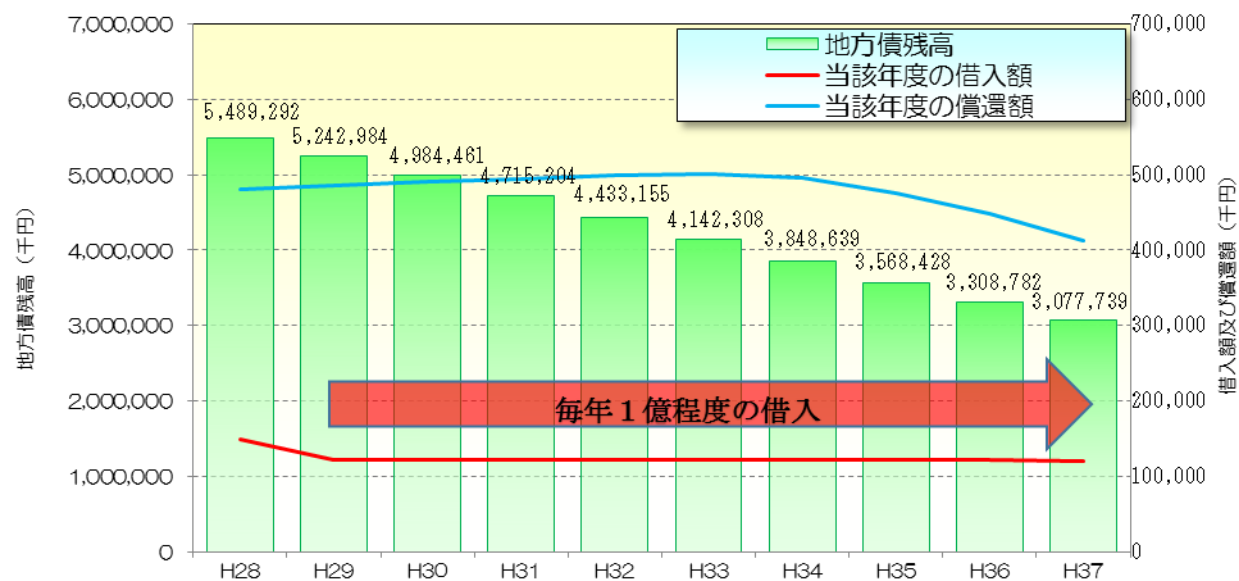
※上記図 5-19、5-20 は今後 10 年間の支出と収入について記載されています。

・支出計画では、長寿命化事業は平成 29 年度完了しますが、地方債（借金）の借入を、毎年 1 億円程度に抑制しながら、引き続き南山台東団地や既存及び次期下水道事業計画区域の下水道整備を実施することから、建設費の大幅な増減は見込まれません。これに伴い、一般会計繰入金についても平成 33 年度に南山台東団地の受益者負担金収入が多く見込まれる年を除き、大幅な増減は見込まれません。

また、一般会計繰入金については公営企業会計移行後の財政シミュレーションに基づき、財務部局との調整を図り、繰出基準の見直しを検討します。

・図 5-20 の水色にて示されている下水道使用料は、引き続き下水道整備をすることや、特に平成 33 年度では南山台東団地の整備完了後、下水道への接続人口が増加することが見込めるため、平成 32 年度から平成 35 年度にかけては、使用料収入の大幅な増額（約 36,200 千円）が見込まれます。

図. 5-21 地方債残高と借入、償還額の推移（千円）【財務計画】



※上記図.5-21 は今後 10 年間の地方債（借金）の借入と償還額（返済）について記載されています。毎年の地方債の借入を 1 億円程度までに抑制し、償還額については別途図（図 5-19 に記載）のとおり毎年約 3 億 5 千万円から 4 億円程度の償還を実施することで平成 37 年度時点の起債残高は平成 28 年度より、約 24 億円減少することが見込まれます。

第 6 章 住民協働による検討会

第 1 節 御嵩町下水道事業中期ビジョン検討委員会

御嵩町において、より効率的な汚水処理施設の整備を促進し、具体的施策の優先順位及び各種施策の必要性を明確にした中期ビジョンを住民・有識者等の意見を踏まえながら策定するために、「御嵩町下水道事業中期ビジョン検討委員会」を設置し議論して頂きました。

表 6-1.御嵩町下水道事業中期ビジョン検討委員の名簿

委 員		
種 別	氏 名	備 考
1号委員	永瀬 芳宏	水道事業経営審議会委員長
1号委員	三澤 照一	行政改革推進委員会 副会長
1号委員	齊藤 貞子	生活排水対策指導員（生活学校 委員長）
2号委員	松尾 直規	中部大学教授工学部長（都市建設工学科 教授 工学博士）
3号委員	谷口 鈴男	町議会議員（総務建設産業委員長）
3号委員	山口 政治	町議会議員（上之郷地区） 都市計画審議委員
4号委員	奥村 悟	建設部長
4号委員	日比野 克彦	総務防災課財政係長（財政担当）
4号委員	塚本 政文	建設課管理係長（都市計画担当）
4号委員	水野 求	住民環境課環境整備係長（環境保全担当）
事 務 局		
種 別	氏 名	備 考
上下水道課長	亀井 孝年	
下水道係長	林 三樹夫	
下水道係員	安井 仁	
業務受託会社	玉野総合コンサルタント(株)	



表 6-2.御嵩町下水道事業中期ビジョン検討委員会の主な議題内容

回/開催日	議 題	内 容	配布検討資料
第1回検討会 平成26年 8月18日開催	§ 1. 御嵩町の下水道事業の現状 § 2. 御嵩町下水道事業の課題 § 3. 今後の整備方針（案）	・下水道の現状報告（現計画・財政状況）の説明 ・下水道事業の課題報告 ・今後の整備方針として下水道区域の縮小方針を提示 ・未整備地区のアンケート結果報告 ・未整備地区の費用比較結果報告	①第1回検討会 議題要点資料 ②未整備地区に実施 したアンケート結果 ③未整備地区の 費用比較判定表
第2回検討会 平成26年 10月20日開催	§ 1. 前回の振り返り § 2. 前回の課題 § 3. 今後の整備案と財政収支の見通し § 4. その他施策の実施について § 5. 今後の整備方針について	・前回回答保留の意見の回答 ・残整備の整備スケジュール4案提示 ・整備案ごとの財政収支の見通し提示 ・町として必要なソフト施策（企業会計・ストックマネジメント等）の紹介 ・今後の実施計画案の提示	④第2回検討会 議題要点資料 ⑤財政収支の見通し を示した財政検討書
第3回検討会 （最終） 平成26年 11月25日開催	§ 1. これまでの振り返り § 2. 下水道区域見直し方針の方向性 § 3. 今後の整備方針まとめ（総括）	・これまでの検討会の内容と確定した施策方針 ・検討会で出た意見のまとめ ・保留事項である区域見直し方針の方向性を再議論 ・整備方針確定のための追加判断資料の提示 ・各施策実施の必要性まとめ ・今後の実施整備計画の確定	⑥第3回検討会 議題要点資料 ⑦財政検討書 （改定版）

【御嵩町下水道事業中期ビジョン検討委員会で議論した実施方針】

限られた財源の中で、10年以内の「汚水処理の概成」を目指す

◆未整備地区の今後の整備方針

⇒ 現行下水道区域を合理的根拠に基づいて見直しを実施し、整備区域を縮小し、平成37年までに整備を完了。また、除外地区については、合併処理浄化槽による汚水処理で対応する。

◆下水道の接続率向上及び合併処理浄化槽の普及向上に向けての方針

⇒ 啓発、PR活動など積極的で丁寧な広報活動の充実。特に合併処理浄化槽の普及に際しては、補助制度の見直しを視野に入れて取り組む。

◆老朽化が懸念される既存団地の受け入れ方針

⇒ 団地を接続する前に事前調査を十分実施し接続手法を確定する。

◆その他ソフト施策（公営企業会計化、ストックマネジメントの導入、BCP策定等）の推進方針

⇒ 町として必要不可欠な施策について適時実施する。



第 7 章 その他事項・資料

第 1 節 用語の解説

表 7-1.用語の解説（1/3）

用 語		解 説
ア行	アセットマネジメント	公共事業により造成した施設を適正に評価し、効率的な維持管理や、低コストで安全性のある補修、新築を行う技術体系及び管理手法の総称。
	LCC（ライフサイクルコスト）	ある施設における初期建設コストに、その後に発生する維持管理費や更新費用などを加えた当該施設の建設から存続、廃止までに投じた総額費用。
	SS（浮遊物質質量）	浮遊物質とは水中に浮遊する物質であるが、大きな木片等や、コロイド性物質の微細なものは含まれない。指定のろ過器でろ過乾燥させ、その重量を測り水中の濃度で表す。浮遊物質質量には、無機質と有機質があり、数値が大きい程水質汚濁が著しい。
	亜炭鉱廃坑	本町は、かつては石炭の一種である亜炭の一大産出地であった。1869 年（明治 2 年）に炭脈が発見されて以後、1947 年（昭和 22 年）頃をピークに 100 を超える炭鉱が開山、最盛期には全国産出量の 4 分の 1 以上を占め、炭鉱の町として栄えたが、1968 年（昭和 43 年）には全ての炭鉱が閉山した。今日全国各地で亜炭の採掘地で住宅地の陥没などの問題を起こしている。土砂を埋め戻したり、水を注入させ空間を埋めなければ、地震時などに災害が発生することが懸念されている。
	一般会計繰入金	一般会計は、会計区分のひとつで、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計のことである。これに対して特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てるため経費を独立したものを特別会計といい、下水道事業は特別会計で経理されている。繰出金は、下水道事業特別会計へ一般会計から繰出されたものである。
	雨水流出量	地上に降った雨の全部が下水管や排水路に流れ込むものでなく、浸透、蒸発あるいは湛水してそのうちの何割かが流れ込むに過ぎない。この下水管等に流れ込む雨水の量を雨水流出量という。雨水の流出量は、降雨強度、排水面積、地勢、地質、地表面の状態によって大きく左右され、その算定にあたっては、正確な降雨強度、流出係数、流達時間などを定めなければならない。
	塩化ビニル管	塩化ビニル樹脂と呼ばれる腐食に強い樹脂成分を主原料とした配管材料である。赤さびなどが出ないので、水道管をはじめ下水道管・電線管・土木用など極めて広範囲に使用されている。管の内面はきわめて滑らかで、摩擦抵抗が小さいため、異物の発生や汚物の付着が少なく、効率よく通水でき、また、軽量で運搬や施工現場での取扱いが非常によく、異形管が豊富で多様な施工が可能である。また、耐薬品性・耐食性・耐久性に優れているので、酸性土壌による腐蝕もなくまた、汚水中の酸、アルカリにも影響されず、劣化現象が少なく、地震時や地盤沈下等にも追従でき、衝撃にも強いものである。
	汚水処理施設整備構想	平成 26 年 1 月に環境省、農林水産省、国土交通省の 3 省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県施策マニュアル」が策定されたことを受けて、県が実施する効率的な汚水処理区域の区分を明確にする計画である。県下各市町村が各汚水処理区域設定の作業を実施し、県がとりまとめ公表するものである。（下水道等区域を定めた上位計画にあたるものである）
力行	汚水処理普及率	汚水処理普及率とは、下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口（行政人口）で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標である。以前は、汚水処理の指標として下水道普及率が広く用いられていたが、汚水処理施設は下水道のほか、農業集落排水事業の施設や合併処理浄化槽などもあり、近年、農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業など下水道事業以外の事業も盛んに行われていることから、下水道普及率のみで汚水処理状況を現すのは適切ではない。
	下水道水洗化率	下水道水洗化率とは、下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し水洗化しているかを示すものである。
	下水道全体計画	各上位計画に定められた目標に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるものである。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）は除かれる。処理場のない下水道は公共用水域となる。

表 7-2.用語の解説 (2/3)

用 語		解 説
力行	合併処理浄化槽	合併処理浄化槽はトイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことである。BOD除去率 90%以上、放流水のBOD 濃度 20mg/L 以下になる。初期のころは浄化槽の容量が大きく、設置には大きな敷地が必要で、設置する場所が限られていましたが、現在は小型化している。
サ行	事業計画（下水道法及び都市計画法）	公共下水道事業などが下水道法及び都市計画法の許認可を受けて事業が着手可能になること、あるいは、その手続きのことである。事業計画は、おおむね 5 年から 7 年間で下水道を整備しようとする区域等を定めるものである。
	集中豪雨	局地的で短時間の強い雨、つまり限られた地域に対して短時間に多量の雨が降ることを言う。なお、ゲリラ豪雨は、予測が困難な、積乱雲の発生による突発的で局地的な豪雨を指す俗語である。
	少子高齢化	出生率の低下や、平均寿命の伸びが原因で、人口に占める子供の割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいう。現在の人口を維持できないため、施工した施設の維持管理に充てる下水道使用料収入に影響を与える可能性がある。
	水域類型	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準については、河川、湖沼、海域ごとに利水目的等に応じた類型を設け、類型ごとに異なった基準を定めている。各公共用水域については、類型を指定することにより当該水域の環境基準が具体的に示されることになる。
	ストックマネジメント	構造物や施設の機能診断に基づいた機能保全対策を実施し、既存にある施設の有効活用や長寿命化を図り LCC（ライフサイクルコスト）の低減するための技術体系及び管理手法の総称。
	生活雑排水	し尿、炊事、洗濯及び風呂など、人の生活に伴って公共用水域に排出される全ての排水を「生活排水」といい、「生活雑排水」は、生活排水のうち、し尿を除いた排水をいう。
タ行	DO（溶存酸素量）	水中に溶解している酸素量で、自然水域では酸素は大体飽和していると考えられる。溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物等の呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗等が起こる。DO は有機物による汚染の著しい水域ほど低い濃度を示し、飽和量の 50%が魚介類の生存限界といわれている。
	大腸菌群数	生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物等による汚れを知る尺度として用いる。人畜の腸内に寄生する細菌等を総称して大腸菌というが、大腸菌の数が多いとほかの有害細菌も多くなる傾向がある。検査は大腸菌群としておこない、河川水などでは 100 ミリリットル中の群数を最も確実な数（MPN：Most Probable Number）として表示する。
	単独処理浄化槽	し尿だけを処理する浄化槽である。わが国で浄化槽は、単独処理浄化槽として始まりました。処理効果（BOD 除去率）が低い上、生活雑排水を処理できないため、生活環境保全の意識の高まりとともに、厚生省（当時）が 21 世紀初頭に既設を含めて、全て合併処理浄化槽へと転換させる方針を打ち出したため、1999 年 9 月末には、主要メーカーが単独処理浄化槽の製造を廃止するなど、官民の取り組みが進められている。
	地方債	地方公共団体が資金調達のために借入れることによる債務で、その償還が一般会計年度を越えて行われるものである。
	長寿命化計画	平成 20 年度に創設した「下水道長寿命化支援制度」に基づき、下水道管理者が日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防ぐため、適切な維持管理を行い、改築更新費用の縮減を図るために策定される計画である。
	都市下水路	都市下水路は公共下水道（汚水処理）の整備に先立ち、雨水整備を早急に行う必要がある場合に、都市下水路事業として雨水を排水するための幹線管渠やポンプ場を整備するものである。名前は都市下水路だが、基本的な施設は公共下水道の雨水と同じものである。
	都市計画決定	下水道は、都市計画法では、都市施設に位置付けられており、都市計画決定の法定手続きにより下水道で処理する地域として定めるものである。
ハ行	BOD（生物化学的酸素要求量）	溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に 20℃で 5 日間に消費される酸素量を mg/ℓ で表したものをいう。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニア等になる。その際水中の溶存酸素が消費されるので数値が高いと、有機物質濃度が高く汚染されていることを示す。すなわち、BOD 値が高いことは、その排水中に分解されやすい有機物質が多いことを意味し、河川に放流されると溶存酸素を高度に消費し魚介類に被害をもたらす。人為的汚染のない河川では通常 1mg/ℓ 以下である。

表 7-3.用語の解説 (3/3)

用 語		解 説
八行	BOD75%値	公共用水域の水質は通常の状態のときに測定することになっているが、通常の状態か否かの把握は非常に困難であるため、BODの環境基準では測定された年間データのうち 75%以上のデータが基準値を満足することとされている。例えば年 4 回の測定データがある場合、水質の良いものから 1 年間分 4 個を並べた時、水質の良い方から 3 番目の値を 75%値という。この値が環境基準を満足していれば、環境基準地点において環境基準に適合しているとされる。
	PDCA サイクル	Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Act (処理・改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクル
	pH (水素イオン濃度)	溶液中の水素イオン濃度をその逆数の常用対数で示したもので 7 が中性、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になるとアルカリ性が強まる。日本の河川では通常 7.0 前後であるが、pH の急激な変化は酸・アルカリ等の有害物質の混入等の異常があったことが推定される。PH が 6.5~8.5 の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響をもたらす。
	ヒューム管 (鉄筋コンクリート管)	鉄筋を芯にしたコンクリート管のこと。鉄筋を芯にコンクリートを型枠に入れて軸回転させ、遠心力を利用して、締め固めてつくるので、強度が大きく外圧にも内圧にも強い。コンクリートの粗度係数がやや低いために、塩化ビニル管と比較して同一内径での流量が劣る。また、コンクリートの性質上酸性やアルカリ性などの耐薬品性も塩化ビニル管や陶管 (セラミック管) に比べてやや劣っている。
	フォローアップ	一度行なったことを、強化したり効果を確認したりするために、もう一度行うこと。その後の進展などを継続的に調査することなど
や行	不明水	不明水とは、汚水 (し尿及び生活雑排水) のみを処理する下水道処理施設に、何らかの原因で雨水や地下水などが流入することをいう。不明水が流入する原因はさまざまで、下水道管の老朽化でできたひびや隙間、マンホール蓋の破損部分などからの流入、各家庭の雨水管誤接続などが考えられる。不明水が発生すると、下水道施設の処理能力を超えた水量が流入し、施設への負担が大きくなる。また、下水処理費用もその分増加してしまう。これらのことから、不明水が流入している箇所の修繕などの対策を講じて、不明水量を早急に減らす必要がある。
	有機性汚濁	水質汚濁物質のうち、炭化水素、蛋白質などのような有機物質をいう。各種微生物の栄養源になるため、この量が多いと腐敗して、水中の溶存酸素を減少させる。溶存酸素がなくなると嫌氣的分解を起し、硫化水素、メタンガスなどの有害なガスを発生させ、悪臭を生じるものである。
う行	流域下水道	流域下水道とは、公共用水域の水質をきれいに保つために、市町村のわくを越え、広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的としたものである。流域下水道は、幹線管きよと終末処理場の基幹施設からなり、都道府県が設置、管理している。
	流域関連公共下水道	公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものである。かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。原則として、市町村が施行する。流域関連公共下水道は、流域下水道へ接続するものを示すものである。
	流域建設負担金	都道府県が実施する流域下水道の建設に要する経費に充当する財源であり、流域関連市町で分担した建設費用である。なお、流域下水道の維持管理に要する経費は、流域市町から徴収する流域維持管理負担金で賄っている。
	流域別下水道整備総合計画 (流総計画)	流総計画は、水質の汚濁が 2 以上の市町村の区域からの汚水によるものであり、主として下水道によって水質環境基準を達成すべき公共用水域を対象に水質環境基準を達成、維持するために必要な下水道の整備を最も効率的に実施するため、個別の下水道計画の上位計画として都道府県が定めるものである (昭和 45 年に制度創設)。



御嵩町下水道事業経営戦略

（御嵩町下水道中期ビジョン平成 28 年度改訂版）

（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）

発行：平成 29 年 3 月

御嵩町上下水道課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 ☎0574-67-2111

E-mail ge-seibi@town.mitake.lg.jp

